

## 第70回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 報告第1号 平成27年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第2号 平成27年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第55号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第56号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第57号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第58号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第59号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第63号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 承認第5号 第2次神河町行財政改革大綱の策定の件



神河町告示第81号

第70回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月8日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成28年6月16日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

平成28年 第70回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年6月16日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成28年6月16日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 平成27年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 平成27年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第7 第55号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第8 第56号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第57号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第58号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第59号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第60号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第61号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第62号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第63号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第64号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 承認第5号 第2次神河町行財政改革大綱の策定の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 平成27年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 平成27年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件

- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件  
 日程第7 第55号議案 中播公平委員会委員の選任の件  
 日程第8 第56号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
 日程第9 第57号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
 日程第10 第58号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
 日程第11 第59号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第1号）  
 日程第12 第60号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第13 第61号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第14 第62号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第15 第63号議案 平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第16 第64号議案 平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第17 承認第5号 第2次神河町行財政改革大綱の策定の件

---

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂田英之 係長 ..... 楨良裕

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長  
 副町長 ..... 細岡重義 ..... 藤原登志幸  
 教育長 ..... 澤田博行 建設課長 ..... 真弓俊英

町参事 .....	野 邊 忠 司	地籍課長 .....	児 島 則 行
町参事 .....	谷 口 勝 則	上下水道課長 .....	中 島 康 之
総務課長 .....	日 和 哲 朗	健康福祉課長 .....	大 中 昌 幸
総務課参事兼財政特命参事 .....	児 島 修 二	会計管理者兼会計課長 .....	山 本 哲 也
情報センター所長 .....	藤 原 秀 洋	病院事務長 .....	藤 原 秀 明
税務課長 .....	和 田 正 治	病院総務課長兼施設課長 .....	藤 原 広 行
住民生活課長 .....	吉 岡 嘉 宏	教育課長 .....	松 田 隆 幸
住民生活課参事兼防災特命参事 .....	田 中 晋 平	教育課参事兼地域交流センター所長 .....	児 島 浩 一
地域振興課長 .....	石 堂 浩 一		
地域振興課参事兼観光振興特命参事 .....	山 下 和 久		

---

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨本番を迎え、前線の影響で不安定な天気が続いています。今後も天候には十分注意しながら、災害発生は最小限に抑えなければなりません。

本日ここに第70回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

5月2日の臨時会以降、新たな議会構成により、平成28年度事業の進捗等について、積極的に審議いただいておりますことに感謝いたします。さらに町民皆様の負託に応えるべく、議会議員としての責任を果たすよう努めなければなりません。

国政においては、参議院選挙の公示を22日に控え、経済対策、憲法改正、年金、医療、介護問題、少子化対策等、多くの課題が争点となっています。私たち国民にとって、密接で重要な問題が山積みであります。国民の安全・安心第一の国づくりを強く望むところであります。

本日、町長から提出されます議案は、報告、諮問、人事案件、条例の一部改正、補正予算、承認の14件であります。後ほど議会運営委員長より詳細に報告があります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正、妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第70回神河町議会定例会の開会に当た

りまして、一言御挨拶申し上げます。

ことしも平年並みの梅雨入りとなりまして、週末開催のイベントの心配もしていましたが、6月11日の犬見川のほたるまつり、中村区のほたるまつりは予定どおり開催ができ、たくさんの人でにぎわいを見せました。12日のこっとう亭ほたる祭りはあいにくでしたが、ステージイベント含めてにぎわいの中、盛り上がりを見せたところでございます。引き続き、18日には子供会の球技大会、さらに26日は地域創生の取り組みとして、峰山高原ホテルで消防団員との婚活イベント、7月2日には越知川名水街道夏物語と新田ふるさと村、ほたる&夏祭りも開催されるところでございます。また、7月3日は中播磨消防操法大会が開催される予定です。いずれも天候に恵まれて、盛大に開催ができることを期待するところでございます。

一方で、4月14日に発生いたしました熊本地震について、15日段階で死者69人、うち関連死が20人、住宅被害が14万2,300棟、うち全壊家屋が7,650棟、避難者数は6,240人となっております。関西広域連合として、現在80人体制で現地での支援に当たっている状況でございます。なお、避難所での支援活動については、一定、落ちつきを示してきている状況でございます。今定例会でも補正予算をさせていただいている内容と関連はするんですが、6月29日から予定をしておりました神河町からの職員派遣につきましては、昨日、兵庫県より解除の連絡いただいたところでございます。今後は東日本大震災同様、中長期的な職員派遣について移行していくこととなる状況でございます。また、被災家屋の罹災証明事務について、支援体制をさらに強化するため、マンパワー確保に重点を置いている状況ともなっております。そのような中、現地は今もなお余震が続いておりまして、今月13日にも震度5の揺れが発生をし、まだまだ不安定な状況といえます。これからいよいよ復旧、復興に入っていくと言われておりますが、一日も早く本格的な復旧、復興を願うばかりでございます。

さて、5月9日より、7回目となります集落別懇談会を回らせていただいておりますが、一昨日より大河内エリアに入ってまいりました。地域創生を初め、神河の重点政策をテーマに報告、説明をさせていただきながら、町民の皆様からの直接御意見、御提言をお聞きし、さらにまちづくりの具体化を図ってまいりたい決意であります。

さて本日は、第70回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り、議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告2件、諮問1件、人事案件1件、条例改正3件、平成28年度一般会計ほか補正予算6件、そして承認1件の計14件を提案させていただきます。議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

---

午前9時07分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第70回神河町議会定例会を開会いたします。



ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長から指名いたします。

7番、小寺俊輔議員、8番、松山陽子議員、以上2名を指名いたします。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。議会運営委員会、委員長の山下でございます。

去る6月13日に議会運営委員会を開催をいたしました。そして、今期定例会の議事運営等につきまして協議をしたわけでございますが、その決定した事項を御報告させていただきます。

まず、会期の日程でございますが、本日から6月29日までの14日間と決しております。

町長から提出されます議案は、議長からもございましたように、報告2件、諮問1件、人事案件1件、条例の一部改正3件、補正予算6件、行財政改革大綱策定の件の承認を1件、計14件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、議案等の提案説明の後に質疑を行い、報告第1号、第2号については了承、諮問第2号及び第55号議案から58号議案については表決をお願いすることにいたしております。

第59号議案の一般会計補正予算及び承認第5号については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにいたしております。

第60号議案から第64号議案の各特別会計、企業会計補正予算につきましては、本日は質疑のみで、最終日に討論、採決といたしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを6月8日の午後3時とし、通告がありました4名の議員により、本会議第2日目の23日に行います。

29日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、補正予算とあわせて表決をお願いすることにいたしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いをいたしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げ、以上で議会運営委員

会の報告を終わります。ありがとうございました。

- 議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。  
それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

- 議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの14日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

- 議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いいたします。

宮永肇総務文教常任委員長。

- 総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員会の閉会中の調査事項について報告をいたします。

まず、日時と場所については、平成28年5月の25日午前9時から17時54分まで、委員会室において、委員8名全員の出席で行いました。傍聴者は、午後に藤原日順議員が傍聴されるということでした。

調査事項については、閉会中の調査事項として各課に通告した課題について報告を受けたものでございまして、各課ごとに報告をいたします。各課の報告事項はお手元に配付しているとおりでございますが、報告の内容について、委員からの発せられた質疑、意見、提言等と、行政側からの応答の主なものを紹介します。報告資料の構成は、事務事業進捗管理、それから課運営目標管理シート、それから重要事業目標管理シート等によるものでございます。

まず、教育課からでございますが、ちょっと報告の枚数が多いものでございますので、質問、Q&Aということでまとめておりますけれども、これについて主なところの朗読ということで御報告をいたします。まず、教育課においては、主なQ&Aということで、まずクエスチョンとして、町として小規模校について今後どうされるのか、5年後、1

0年後を見据えた長期ビジョンをお持ちでございますかというお尋ねでございますが、これに対して教育長のほうから答弁がございました。小規模校のあり方について、教育委員会の考え方として、地元が残してほしい、または保護者が残してほしいと言われたら、そのまま維持しますよという立場です。その中で今、日本一の学校づくりというような取り組みを通じて、地域の活性化のためには、文化の拠点ですから、それぞれ特色ある小規模のよさを残していきたいと思っています。

また、改めての質問でございますが、小規模校を残していくとなれば、複式学級ということで何とかつないでいこうというのではなくて、子供たちにとってどうなのかという考えが必要なのではないかと思います。やはり同年齢の単年度学級で勉強させるのにまさるものはないのではと思われまので、ネットでつなぐということで、町内であればどこに住んでいても同じ教育が受けられるというような仕組みの検討もお願いしたいものです。これに対しての答弁は、同じく教育長からありましたが、どの地域においても同じ教育を受けなければならない、そして、全国どこにおいても同じ教育を受けることができなといけないというのが教育の基本です。テレビ会議のような形で授業をしながら、他校と交流が図れるような取り組みの研究を進めていきたいと思っていますということでございまして、現在、いろんな意味で情報が豊かになりまして、その手段についても非常に進んだものがありますので、何とか実現していただきたいというふうに思うところであります。

このほかにも、温水プールの屋根の雨漏りについて早急な対応を望む意見、また、銀の馬車道の日本遺産登録に向けた今後の戦略などについても意見を交わしました。

次に、地域交流センターでございます。課題については、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについてであります。28年度の長期留学生は11名でありました。これは昨年より5名増加したということでございます。関係者の努力というもので、非常にいい傾向ではないかというふうに思っております。事業の執行状況の報告を受けました。特筆すべき質疑等は特にありませんでした。

また、公民館についてですが、課題としては、生涯学習の拠点としての公民館のあるべき姿についてということになっておりますが、事業執行状況の報告、説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はありませんでした。

また、給食センターにつきましては、課題としては、安全・安心な学校給食の提供というのがありまして、また食育でメニューの改善、地産地消等の取り組みについてというところで上げております。また、食材の安全対策、食品添加物、残留農薬等についても調査をするということでございます。また、給食費の滞納徴収状況についても一応調査をするということになっております。事業執行状況の報告、説明を受けました。特に特筆すべき質疑等はありませんでした。

次に、情報センターでございます。ここの施策としては、ケーブルテレビの管理運営事業についてということでございますが、平成27年度、28年度と事業目標が添付さ

れておりまして、平成27年度の事業目標としては、ケーブルテレビ運営体制の検討ということで、方向性を公設民営での運営を検討するというところでありました。また、平成28年度中にプロポーザルにより業者を決定したいというふうにも出ておりました。それと、平成28年度の事業目標においては、ケーブルテレビの将来像に対応した取り組み状況について、公設民営方式による業者選定、これを公募型ということで予定をしておりますというところでありました。番組制作委託については、平成28年から30年の複数年契約として、プロポーザルにより東洋メディアサービス株式会社に決定をしました。

また、資料の概要について説明を受けましたが、主な質疑は以下に御報告をいたします。まず、質疑でございまして、ケーブルテレビの公設民営化はもう決定しているのですかという疑問でございまして、これについて、料金体系と住民の生活に密着しているものでございますから、十分な配慮を必要とすることではないかということで、念のためということでの質疑でございます。これについて、方向としては、公設民営、民設民営、自営という3つのパターンがありまして、それぞれにメリット、デメリットがあったんですが、一番メリットが高く、デメリットが低いというのが、低いといえますか、少ないというものが公設民営ということになりましたので、政策調整会議においてもこれでいこうというふうなところで方向が示されたということで、これによって進めていきたいということでの答弁でございました。

また、方向の決定といえますか、業者の決定というのはいつごろになるのですかという質問でございまして、これについては、予算の関係もありますが、今のところ、次回、8月の常任委員会ではおおむねの流れを報告したいと思っておりますという答弁でございます。

また、別の質問でございましたが、番組の委託先が28年度で、これまでの姫路ケーブルから変わっており、3カ年の契約になっていますが、その経緯についてわかる範囲で知りたいというところでもございました。これについては、今回はプロポーザルということで、提案に対する審査対象が、価格面と映像面ということになりました。業者ごとにそれぞれ異なる学校で給食の様子を撮影したものをニュース映像として作成してもらい、入札審査会で評価した結果、一番点数が高かった業者に決定しました。姫路ケーブルの入札金額が昨年と同額だったように、3カ年の契約に変更したことで、金額が下がったというようなことはなく、そういう面では表立ったことはありませんでした。3カ年契約にこだわった一番の理由としては、これまで業者がかわるたびに放送に対して何らかの御批判がありましたので、同じレベルの映像が欲しかったというところでもございます。それで、その部分を加味した形で業者決定を行っております。

その他、光ケーブル等の質疑もありましたが、ここでは割愛をさせていただきます。

次に、総務課でございます。報告事項としては、行政運営の仕組み、実践とさらなる充実に向けた取り組み状況について、また行財政改革最重点取り組み事項の進捗状況について、また3つ目には、公共施設等総合管理計画の策定状況について、4つ目には、

長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについてということで、これはずっと継続して課題として調べてもらっておるところでございます。

提出資料の概要説明を受けまして、主な質疑について報告をします。まず、今後の取り組み課題についての質疑が多くありましたが、執行部側で現在まだ体制づくりの段階で核心に触れるところに至っていないものについては、質疑の詳細について割愛をします。

まず最初の質問でございますが、行財政改革の実施計画を28年度から33年度までの5年間ということで出ていますが、これについては今後の議論というものが必要とは思いますが、5年後にはこれに沿った結論が出ているという判断でよろしいのかというお尋ねでございまして、答弁としては、5年後に向けて少しでも行財政改革の推進を図るということで、目標に達するように持っていくというのが実施計画の前提でありまして、その中には公共施設の管理もあります。公共施設等総合管理計画については30年スパンで考えておりますので、実施計画の5年間で、施設によっては100%の達成、あるいは80%の達成といった状況になるだろうと思います。それ以外の部分につきましては、これまでの歳入の増額、歳出の減額という取り組みをさらに深めていって、目標年度に向けて成果を上げていきたいと考えております。

また、別の質問でございますが、当然のことですが、住民生活にかかわることが多いと思っておりますが、住民説明についてはどのように考えていますか。行財政大綱に関する質問でございました。それについては、特に公共施設の方で施設利用の関係だろうと思っておりますので、それぞれ所管の担当課がありますので、連携をとりながら実施に当たっていききたいと思っております。

また別の質問でございまして、行財政改革大綱についてお尋ねしますが、行革大綱、実施計画、公共施設の総合管理が一本ということで受けとめればよいのですかという確認でございました。これに対しては、実施計画は大綱の取り組み方針を具体化させる役割がありまして、一体のものですが、5月に答申を受けましたので、速やかにということの中で提案させていただけないかというのが実情でございます。公共施設等総合管理計画につきましては、30年の計画にしておりますので、大綱についてはその中の5年間という位置づけになります。財政的な裏づけにしても、財政シミュレーションが10年スパンということでは、30年間の見通しというところまでは今の時点では考えていないというのが実情でありますという報告でございます。

行財政改革大綱については、議論の進め方やあり方、考え方等、多くの意見も交えての発言がございましたが、いずれ正面から取り組むこととなりますので、発言の詳細についてはここでは割愛をします。また、公共工事の発注に関して、町内循環による経済効果への配慮を含めた入札制度のあり方、学校跡地の活用等についても多くの意見がありましたが、執行部が講じられる具体的な解決策や対応策を踏まえて、次回以降に議論を交わしていきたいと思っておりますので、ここでは割愛をいたします。

次に、ひと・まち・みらい課でございますが、新しく設置された課ということで内容がよくわからない部分もありますので、詳しく報告のあった内容を述べさせていただきますと思います。

まず報告事項について、5項目ございますが、まず1つ、平成27年度実施の地方創生交付金事業の結果について、2つ、平成28年度実施の地方創生加速化交付金事業について、3つ、地域経済循環創造交付金事業について、4つ、地方創生推進交付金事業について、5つ、要綱等の改正と制定についてということでございまして、これには7種類書かれておりまして、それも御紹介します。まず第1に、神河町シングルマザー移住支援協議会設置要綱、2つ、②です、アグリイノベーション神河設置規約、③神河町空き家・空き土地バンク設置要綱、④神河町空き家等利活用再生補助金交付要綱、⑤神河町古民家再生促進支援事業補助金交付要綱、⑥神河町さとの空き家活用支援事業補助金交付要綱、⑦神河町若者世帯向け家賃補助事業補助金交付要綱等でございます。担当課長より資料による説明を受けました。

まず、最初の質問でございますが、アグリイノベーション事業の推進主体として、アグリイノベーション神河という団体を設立しますということですが、設置規約にある団体の構成員が事業者ということですかという確認でございまして、これについて、地域経済循環創造交付金事業の事業者という位置づけです。しかし、将来的には法人化を目指しているもので、それまでの間は少し町もかわりながらという部分が実際には出てまいりますという御答弁でございます。

また別の質問でございますが、最終的にはこの事業者が法人化するまでの間はどのような法的な位置づけでされるかが知りたい。販売収益等に対する税金の問題等も出てまいりますから、それらの対応についてどうするのか、アグリイノベーション神河の設立する法的な根拠を知らせてください。これに対しては、早々に法人化を目指してやっていきたいと考えているので、収益が出るころには法人になっているということを検討したいと考えております。当分の間は任意団体というふうなことで、今、参画していただける集落営農とか農家を募集しているという段階であります。

また別の質問でございます。アグリイノベーションで牧場の誘致とかいろいろ言われているが、実態はどうかということでございます。これに対しては、現実的には牧場を誘致してくるとい部分が非常に大切な部分になりますので、そのところが今、最終確定ができていないという部分であります。確定ができれば法人化も早くなると思われますので、現在、推進に努力を重ねているところであるという御答弁でございます。

また別の質問でございます。加速化交付金申請額の約6,500万円というのは、28年度では最も大きな事業と思われるので、もう少し考えておられる内容を知らせてもらえればと思いますということでございまして、例えば牧場の規模がどの程度なのか、どこを話しているのか、どの場所でどんなことをするのか等々、全て確定してからでは

なく、現在取り組み中で動かれている状況を教えていただけたらありがたいと思いますということでございました。それに対して、牧場についてですが、規模としては1町程度の場所を探しているところです。1つ、2つの区に御協力をお願いしているところです。説明会をさせていただきたいとお願いをしておりますが、開催にはつながっておりません。開催ができたところでは、水の不足というような課題がございました。最初は牛が360頭程度の規模でスタートをしていくということで、基本は肥育牛ということで予定をしておりますということでございます。

また改めての質問でございますが、牧場を誘致するのはアグリノベーション神河ですか。町は事業の実施体ではないと思えるのです。この事業主体がちゃんと運営できるというような牧場の立地があって、収益が上がれば法人化しますという話がありました。任意団体が牧場の誘致を進めていかれるというように受けとめました。そのあたりはどうなんだろうという質問でございまして、これに対して、最初の立ち上げまでは町がかなり誘致というような形でかわりを持たないと、事業の展開が難しいというふうに考えております。地元の調整等も含めて、行政側が一定、雇用創出につながる事業所の誘致をするという立場の中で、地元で御協力をお願いしていくということでスタートしていくものだというふうに考えております。その中で、収益が上がるのをできるだけ早くできるように行政としてもバックアップをしながら、建設に当たって補助金制度も有効に活用をして、応援をしていくといったような形で考えているところですということでございました。それと、改めて話を整理しますと、アグリノベーション事業は、事業主体が2つできるというふうになります。地域経済循環創造交付金の支援を受けて、鈴木牧場を町が主体となって誘致し、鈴木牧場が売り出す堆肥を町内の農地に循環させることによって非常に抗酸化力の高い、通常よりも1.5倍から2倍の値段で売れていく野菜ができることとなります。生産、販売に関しては、アーガイヤという農業技術のプロ集団の指導、助言があり、集荷、流通に関しては神戸青果株式会社の支援があります。そういった条件整備と並行して、地方創生の加速化交付金を使ってアグリノベーション神河という任意団体を町が事務局となって立ち上げ、集落営農とか新規参入を含め、農業を本格的にやろうとされている方に集まっただき、付加価値の高い農産物を生産していただくことで、もうかる農業を目指していただきたい、そうすることで町内に仕事をつくり、若者の定住や移住促進につなげていきたいと考えておりますということでございます。

このほかにも、野邊町参事から、杉、ヒノキが成長までに35年から40年かかるのと比較して、15年から20年と非常に成長が早く、主に家具材や内装材として使われるセンダンの試験的導入による林業振興、バイオマス発電に関係する木の駅プロジェクトの情報や、森林環境税の情報について説明を受けましたが、詳細は別の機会に譲って、ここでは割愛させていただきます。

次に、会計課でございます。施策としては、正確な資金収支計画による公金の出納管

理とうたっております。

質問です。事業完了後の規定書類の停滞等により、業者への支払い事務がおくれるというようなことはありませんか。これについて、実態としてはないとは言い切れません。工事が終わりました、業者から担当課へ関係書類を提出されて、関係課で中身の整理、あるいは現場等の確認をされた後に検査調書として会計課に回ってきますので、その回ってくる間が担当のほうで時間を消費するという事態はなきにしもあらずというふうに把握しております。しかしながら、会計課に回ってきた段階では、速やかに現場の確認、あるいは書類の確認を行いまして、副町長あるいは町長等の決裁を受けて担当課に戻すというふうなことには努めておりますので、できるだけ今後、指摘のような事態にはならないように心がけていきたいと思っております。このような御指摘、今後の事務の参考にさせていただいて、各事業課の指導に役立てていきたいと思っておりますという御答弁でございました。

次に、税務課でございます。施策は、納税の公平、公正化を図るため滞納額及び滞納者を減少させ、財源確保に努めるということでございます。

質問でございましたが、税の滞納と徴収に関する意見。不納欠損処理について、滞納整理委員会という制度を全員でしっかりと共有するよう取り組むこと。このたびの不納欠損処理について、一つには、その内訳がわかるように整理をされたい。2つには、対象の方々に対する徴収業務をどのような取り組みで行ってきたのかを、27年度分について、その取り組みがわかるように全員分の整理をしていただきたい。これに対して、御指摘のとおり仕分け等をさせていただいて、どのように取り組んできたのかということも報告をいたします。また、具体的な御指示をいただければ、指導等もいただきながら報告をしますという御答弁でございました。そのほかで特筆すべき質疑はありませんでした。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 御苦労さまでした。

次に、民生福祉常任委員長、お願いいたします。

小林和男民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会報告をいたします。

去る5月19日、民生福祉常任委員会を開催し、平成27年度主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告の内容については、病院は3月31日、他の課は28年4月末時点のものです。

なお、全ての委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な内容に絞り御報告をさせていただきます。

まず、公立神崎総合病院事業については、3月31日時点での仮決算の状況ですが、外来患者数は前年度対比1.2%の減、入院患者数は前年度対比6.3%の増となっております、



医業収益は30億3,532万7,000円で、前年度対比は9,228万6,318円の増益となっております。あわせて訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。

次に、医師確保対策の報告をします。まず、整形外科については、新しく若い医師を、神戸大学から古川医師、鈴木医師の2人来ていただきました。それに、総合診療科ですが、大阪医科大学から三澤医師に週1回来ていただくようになりました。それと、修学資金制度の対象の医師として藤井医師が今年度から新たに内科で勤め始めております。以上の医師確保対策の報告を受けました。

次に、北館建てかえの計画については、基本設計、実施設計業務に入るところです。委託業者の選定については、町の建設工事入札参加者選定要綱に基づき、指名型プロポーザル方式により、町の入札参加登録のある業者、また病院など、医療施設の実績がある7社を選定しました。3社から参加表明があり、現場説明をした後、6月14日午後からプレゼンテーションを行う予定です。プレゼンテーションの審査は、実績評価、実施体制の評価、技術提案書の評価、総合評価、見積額の評価を行い、最高の得点を得た業者を委託候補者として選定します。早ければ6月20日に契約をして、本年10月末に基本設計を完成させ、来年の3月末には実施設計を完成させたいとの説明を受けております。以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問の1として、朝来市に150床規模の新しい病院が完成したことで、旧生野、朝来方面からの患者は新しい病院に移動していないかという質問です。これに対する回答として、公立神崎病院にはほとんど影響がないということで、理由としては、150床規模の病院であるが、常勤医師が8名しかいないので、神崎病院の常勤医師21名体制は優位である。また交通手段にしても、生野、朝来方面から北方向のバスは便数が少なく、駅から病院までの距離が遠いという説明を受けました。

次に、質問2として、朝来市にできた新しい病院の総額は幾らかかったのか、また神崎病院とは連携を持つのかという質問です。これに対する回答として、建築面積は1万2,900平方メートルで、当初予算47億2,000万円です。連携については、当然連携する施設になります。現在も、合併する前の梁瀬病院と和田山医療センターとは連携をしていますとのことです。

質問の3として、透析患者が減っていて、前年比マイナスである、送迎について前向きな検討ができたのかという質問です。これに対する回答として、透析患者さんの送迎については、近隣では赤穂市民病院と宍粟総合病院が検討されている。赤穂については昨年からの送迎を開始している。宍粟については病院独自の送迎は見合わせです。市からの福祉的な援助がかなりあるので、それでカバーしていく方針です。赤穂市民病院でやっているが、送迎だけでなく、乗りおりの介助まで行わざるを得ない。そしたら、運転員だけの業務では済まないという形になり、それと、同じ方向の地域の方を一度に送迎

するので、終わる時間がまちまちで帰るときが不便だと、いろんな問題が出てきているようである。これを踏まえると、当院で実施するに当たっては、患者会の方と十分に話し合いをして、後々トラブルにならないような形が必要です。当院で今後どういう課題が発生するか、今検討しているとの説明でした。以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。28年度の状況として、この4月から地域局が健康福祉課に統合されて一つの課になりました。体制はほとんど変わらずに、参事と3名の職員が主に窓口の対応を行っており、従前のおり混乱なく業務が遂行しているとの報告を受けました。27年度各種健康診断事業の28年3月31日時点の受診者数は、特定基本健診、各種がん検診とも全体的に前年度同期を上回る結果でした。

次に、27年度各種健康づくり事業の28年3月31日時点の実施状況と参加者数の報告を受けました。各種健康づくり事業は、延べ83回、4,247人の方が参加されております。このように体力増強を目指した取り組みは、今後の成果を大きく期待するところ です。

同じく健康相談事業の報告ですが、延べ回数は73回、898人の参加者です。このように心の健康も大切な取り組みです。町民の心と体の健康増進を図る取り組みは、健康福祉の根幹をなす事業であり、今後、一層の取り組みを期待するところ です。以上が健康福祉課からの説明です。

次に、主な質問の報告をします。質問1として、地域包括ケアシステムの完成はいつまでに、また目指すところは何なのかという質問です。これに対する回答として、地域包括ケアシステムの到着目標として、団塊の世代の方が75歳に到達するという時点である2025年までに地域包括ケアシステムを構築してくれというのが国の狙いである。神河町についても同様です。目指すところについては、地域包括ケアシステムというのは、これは言い換えれば地域づくりなのであり、どのような体の状況になっても、自分の住まいで、住みなれた地域で住み続けることができるシステムを地域の中で考えなさいということが大きな命題になっている。その中で、神河町の中には神崎総合病院があり、介護保険施設もあります。たくさんの事業所があるが、自宅へ帰った場合、どのように生活ができるか、ケアができるかということのを在宅医療介護認定会議で取り上げました。ただ、それができたら地域包括システムができるかというのでは、そうではない。地域づくりを一番主眼に置かなければならない、住民の皆様に協力してもらわなくてはならないことが多くあり、地域の中で住民の皆様方みずからが、これらの高齢化社会を見据えた中で、隣近所の支え合い、あるいはお互いさまという意識を持って地域を考えていかなければならない。集いの場、歩いて行けて、お茶を飲みながら、困ったことがあったら相談し合うというところ、そういったところが町内各所にたくさんできることが、我々の本当の地域包括ケアシステムの第一歩になるというふうに理解しているという説明でした。

次に、質問の2として、28年度の健康福祉課の目標に地域包括ケアシステムが上

っているが、実情を勘案すれば長期間の取り組みになろうと思うが、目標達成のめどはいつになるのかという質問です。これに対する回答として、地域包括ケアシステムというのは、幅が広く、部分的に幾つものメニューがあり、医師、介護の連携はいつまでにとか、認知症ケアはいつまでにとか、幾つもの項目が年次的に組み込まれているのです。それが国のいう地域包括ケアシステムなので、全部網羅しようと思えばかなり年数がかかります。町のあり方としては、28年度の課の重要目標として地域包括ケアシステムを上げているが、完成は28年度末にはできません。どこまでを完成とするかという基準として、30年3月末という一定の目標を持ちながら、できるだけ早く完成させたいという説明でした。以上が健康福祉課の関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。閉会中の継続調査の案件として、広域行政（ごみ処理・し尿処理）の今後の行方について、配付資料に記載のとおり、神河町の考え方、福崎町の考え方、市川町の考え方、姫路市の考え方、それぞれ説明を受けております。続いて、指定緊急避難場所40集落の評価一覧表の説明を受けました。

次に、主な質疑応答の報告をします。質問1として、クリーンセンター使用期限を現在の契約である30年3月までから延期するよう福本区にお願いをしていると聞くと、ただ使用を引き延ばすための手段としてなのか、それとも年数を盟約しているのかという質問です。これに対する回答としては、福本区には具体的な年数を提示しているとのこと。

次に、質問の2として、新しいごみ処理場の建設は、市川町と2町で建設するのか、また、福崎町を巻き込んで神崎郡で何とかできないのかという質問です。これに対する回答として、とにかく2町で新施設をつくろうという話をしている。それを進めながら、福崎町のほうともコンタクトをとりながらやっていく考えですとのこと。

次に、質問の3として、2町でのごみ処理場建設で、国の補助金を受けるための基準をクリアできるのかという質問です。これに対する回答として、循環型社会形成補助金についていうと、人口要件が5万人以上、面積要件が4万平方キロメートル、神河町と市川町を足してもクリアできない。今のところ1円の補助金も出ないというところがあります。今もクリーンセンターの起債をずっと返しているが、これがなくなるので、補助金なしでも一般単独債を借りてできるのではないかなと思っているという説明でした。

次に、質問の4として、神河町はごみの減量化をしているため、搬入量に比例した負担金である従量制でいきたいが、市川町の感触はどうなのかという質問です。これに対する回答として、5月6日に2町の協議会を開いており、市川町の藤原副町長もおられる中で、29年度4月から重量制でいきましょうという協議はしていますとのこと。

次に、質問の5として、し尿処理場の中播衛生事務組合ですが、姫路市が脱退する気配を感じたが、どうなのかという質問です。これに対する回答として、きっちりと姫路市が残るとはまだ言っていませんが、均等割のやりとりの中で姫路市がしきりに言っていることがあって、安富のし尿を、福崎に近いのに飾磨の処理場まで持っていっている。

安富の分を福崎で処理させてもらったり、それから、豊富とか山田とか福崎のほうに処理させてもらうと、お互いウイン・ウインの関係で処理量も確保できるし、我々も近いところで助かるから、そういうふうなことも今後考えていながら、この分担金協議を進めましょうというふうに環境局長が言っているので、今の感触では中播衛生に姫路も残り、基幹改良工事をした後に姫路市が出ていく感じは今のところありませんという説明でした。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 失礼をいたします。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

3月定例議会後の委員会の報告ではございますけれども、先月の5月の2日に臨時会がございまして、この委員会の構成がえ等がございまして、産業建設常任委員会、8名の新しいメンバーによって、5月の16日に産業建設常任委員会を開催をいたしております。その中では事務調査を中心に行っております。その中で重立ったものの報告とさせていただきます。

まず、地域振興課の地域振興係の関係で、地域優良賃貸住宅中村団地、今年度の建設予定ということで、この第2期工事、2棟分8戸と、この中での公園、この部分の整備については、5月のこの時点での現在のところ、設計監理業者を選定されまして、実施設計に入っているとの報告を受けております。なお、この設計図書の関係については、前年度と同じ内容で進めるものであります。この中村団地の町道を挟む北側、この部分に2筆の用地がございまして、この部分の今後の利用等の意見交換も委員会の中でなされました。その他としましては、各委員より多くの御意見もあったんですけども、この場では割愛をいたします。

次に、商工観光の峰山高原のスキー場の関係の整備につきましては、この5月の臨時会において特別委員会という部分で、そちらのほうで調査を進めるということですので、報告はそちらのほうでお願いしたいと思います。この商工観光の関係では、町内の観光施設10施設がございまして、ここら辺の施設の今後の老朽化の状況、また利用状況、または運営、収益の状況など、いろいろな問題点、今後のあり方という部分で、この委員会で提言を受けて、この基本的な10観光施設の今後のあり方の方向性、その実現に向けた進め方を整理をしました神河町観光施設保全活用整備計画、この部分の大まかな説明も委員会で受けておるところであります。この中でいろいろ質疑もあったんですけども、財政特命参事からは、観光施設も含めた公共施設全体の中で、これらの方向性に基つき、経営状況を見ながら対応していきたいとのことでありました。また、担当の地域振興課長のほうからは、観光施設でもあり、猶予期間を踏まえた中で改善できる、こういう要素があるかを見ながら配慮したいとも述べられました。その他、神河町の新

たな魅力についての意見、取り組みなどの提言も委員会の中では意見として出たところ  
であります。

次に、農林業係の関係で、人・農地プラン、これらについては、現在のところ町内1  
0地区、16集落が作成をされておるといことで、今後、平成29年度末までに残り  
の23集落の人・農地プラン、これらの推進をするという必要があるといことであり  
ます。また、平成28年度以降の経営転換協力金等については、交付要件や金額が大幅  
に改定がなされ、これからの神河町の農業については、地域農業再生協議会の中で検討  
されているといことであります。また、この委員会の中では、今回から出席をしてい  
ただいております野邊町参事にも質問がなされました。いろいろ質問があったんですけ  
れども、中山間地域の農業のあり方、こういう部分や、森林環境税の制定、こういう部  
分、林業の関係についての多岐にわたる回答もいただいたところであります。

次に、地籍課の関係では、平成28年度の山林部の地籍調査においては4地区、これ  
らが対象となっており、それから、再調査のこの事業については、最終年度、最終地区、  
こういう部分になっております。それと同じく、公共用地等の登記処理も行われるとい  
うことであります。

次に、上下水道課の関係では、神河町下水道施設（処理場）の統合計画の案が委員会  
に出されております。現在の町内の12処理区を6処理区に統合しようとするもので  
あります。下水道の統廃合計画工程については、平成37年度までの接続年度や、流入量  
及び流入率、また事業のスケジュール、事業量、事業費等の案などが出されております。  
これら12処理区以外には町内の観光施設、例えばグリーンエコーやヨーデルの森、そ  
れからその他としましては、給食センター、神崎フード、神崎総合病院、ここら辺の汚  
水処理については、今後の検討課題となっているようであります。

最後に、建設課の関係の報告をいたします。橋梁の長寿命化修繕工事について、委員  
の中から質問が出たんですけれども、神崎支庁舎の西側にあります市場橋の舗装等の修  
繕工事が行われてたんですけれども、この工事について舗装のすりつけ部分や継ぎ目等  
に段差があるというような指摘も委員会の中で出されております。また、舗装工事のジ  
ョイントの部分の工法についての専門的な委員からの質問も出ました。建設課長からは、  
舗装をやり直すことは大変であり、状況を今後見させていただくとの回答をいただい  
ております。

その他としましては、これも委員より、寺前駅前道路についてであります。住民の方  
が側溝に足を挟まれてけがをされたというようなことのものであり、ここら辺につい  
ても委員会でも出たんですけれども、地元と町の財政担当と協議して今後とも対応したい  
といことであります。

以上、重立ったものみの報告となりましたけれども、以上で報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員長、お願いします。

廣納良幸人権文化推進特別委員長。

○人権文化推進特別委員会委員長（廣納 良幸君） 人権文化推進特別委員会の御報告をさせていただきます。

主にこの人権文化推進特別委員会の所管は教育課でございますけれども、ほか多岐にわたりいろんな課にお世話になっております。このたびも一部報告で、住民生活課、吉岡課長より報告をいただいております。ほか健康福祉課等々もでございますけれども、今回は吉岡課長に出席をいただいております。

では、内容について報告をいたします。その住民生活課の吉岡課長より、まず報告をいただきました。それにつきましては、本人通知制度の神河町における現状についてでございます。平成26年5月12日現在、登録者数は157名、本人通知数9件、登録率1.28%。本人通知数の9件の内訳は、第三者請求1件、法人の第三者請求、業務上のもの4件、八士業の、いわゆる司法書士等の請求が4件、開示請求はゼロ件でございます。続きまして、平成27年5月11日現在、登録者数が418名、本人通知件数38件、登録率3.48%。内容は、本人通知数の38件の内訳は、第三者請求が11件、法人の第三者請求が5件、八士業（司法書士等）が22件、開示請求は7件となっております。続きまして、平成28年5月16日現在の件数でございます。登録者数は473名、本人通知件数は75名、登録率は3.97%、内容は、本人通知数の75名の内訳は、第三者請求が13件、法人の第三者請求13件、八士業（司法書士等）は40件、本人の代理が9件。参考といたしまして、郡内の状況をお話をいたします。平成28年3月31日現在、市川町で253人の登録、福崎町においては131人の登録となっております。委員から、さらなる登録者数の増数を図るために、啓蒙・啓発を行ってほしいとの意見がございました。郡内3町においても、足並みをそろえていただくように努力をお願いしたいと意見がありました。啓蒙・啓発については、臨時窓口等の状況説明があり、平成27年6月7日、地区別人権教室事前学習会で17名、平成27年11月28日、人権・青少年健全育成合同大会で3名、平成28年2月11日、人権啓発大会で11名の方が新たに登録をしていただきました。これらはロビーにおいて臨時窓口等を設置し、参加者に事前に登録を呼びかけております。また、事前登録申出書の押印は、平成26年6月1日で廃止といたしております。また、3年間の登録期間については、本人に登録廃止の意向を文書で郵送し、廃止の申し出がなければ登録を継続することとなっておりますので、自動継続となっております。

次に、手話ボランティアについて多くの委員から意見が出まして、後継者が大変少ないので、児童・生徒、学生のとことから手話学習の時間を少しでも組み入れていただきたい。また社会人にも手話サークル等に参加していただけるように、啓蒙・啓発を行っていただけないかと要望を行いました。

次に、人権教室のあり方について、各委員から意見、提言等がございました。作文などの内容を見ると大変すばらしいものであり、神河町全校で発表して、人権に対する考

え方、感じ方、思いを共有していけば、神河町はもっと人権文化のかおる町になっていくのではないかと、委員共通の思いでございます。

神河町議会の人権文化推進特別委員会は、定例会ごとに委員会を開催しませんが、全ての人権に対し、諸問題が起きた場合は直ちに委員会を開けるように、執行行政機関、教育機関、学校等、または住民の皆様のお声が直ちに反映できる体制にあることも申し添えておきます。

また、これに先立ち、2016年度神河町人権文化推進協議会が開催され、2015年度決算報告、会計監査報告、規約の一部改正があり、役員の改選では、廣納智秋氏に再度、会長をお願いすることとなりました。

次に、2016年度活動方針、活動計画並びに予算が全会一致で承認されました。議会からは人権文化推進特別委員会の委員の方に御出席を賜っております。

以上で人権文化推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長、お願いします。

藤森正晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 去る5月2日の臨時会において、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会が設置されました。委員長の藤森であります。委員会は、去る平成28年5月4日午後1時半から、このたびは委員のみでの開催をいたしております。調査事項につきましては、委員会の進め方と要望行動についてであります。それでは、内容を報告いたします。

まず、委員会の開催については、審議すべき議案や報告等があるときは適時開催をし、審議すべき議案がないときでも原則として定例会との間に1回行うといたします。次に、委員会の進め方については、北館改築についての調査を行う委員会ではありますが、事業は北館のみならず南館・中館の改修も含まれますので、民生福祉常任委員会においても報告や審議となる場合もあるが、重要な報告、また案件について特別委員会での審議で図るものといたします。

次に、要望行動についてではありますが、議会として行うものであり、特別委員会として行動すべきでない。しかし、特別委員会設置による挨拶は行くべきではないかということになり、5月26日に正副議長と峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長、三谷委員長と私の4名で県民センターへ出向き、成岡県民交流室長ほか、幹部職員と面談をいたしました。

以上であります。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長、お願いします。

三谷克巳峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 9番、三谷でござ

います。それでは、5月2日に設置されました峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

今回、5月24日の午後に委員会を開催しておりますが、内容につきましては、特に調査活動というよりも、兵庫県の要望活動、また今後の委員会の進め方について協議をいたしたところでございます。その中で、スキー場に係りますところの兵庫県への要望活動につきましては、本来は議会としてすべきものという話の中で、先ほどの病院の委員長からも話がありましたように、挨拶も含めた中で要望に行くということで、内容につきましては、スキー場整備の財源としましては、辺地対策事業債が主となりますので、その配分について、5月26日に中播磨県民センターのほうに正副議長、また病院、それからスキー場の両特別委員会の委員長4名で行くことに決定をされました。また、県庁への要望につきましては、正副議長とスキー場整備事業調査特別委員会の正副委員長の4名で行くこととし、町長部局と調整をする中で、要望先、また日程等についてはこの4名に任せるということにさせていただきました。また今回の要望活動については、通常の要望書等は作成しないということといたしました。

次に、委員会の進め方ですが、このスキー場に関連した事務・事業のうち、産業建設常任委員会と特別委員会との担当については明確になってない部分がございますので、こういう分につきましては両委員長と調整をして、効率的な調査ができるようにしてもらいたいというような意見がございました。また、今後の委員会の開催ですが、現段階では実施設計を作成中でございますので、この実施設計が6月末にでき上がるという予定を聞いておりますので、6月末か7月上旬にまず特別委員会を開催するという予定で、この委員会を閉じております。

以上が峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の御報告でございます。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから3月定例会以降の重立った事項について報告いたします。

3月28日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤森議員、松山議員と私が出席しております。付議事件は、平成28年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月30日、中播農業共済事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤原裕和議員と私が出席しております。付議事件は、平成28年度事務組合農業共済事業会計予算等についてで、原案のとおり可決しました。

同じく3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、松山議員と私が出席しております。付議事件は、平成28年度事務組合一般会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月31日、兵庫県町議会議長会の議長意見交換会が開かれ、私が出席しております。内容は、県事務局長役職手当並びに議員報酬の適正化についてでした。

4月3日、神河町消防団初出式並びに入退団式が開催され、私を含む9名の議員が出



席しております。

4月8日、神崎高等学校入学式が開催され、私が出席しております。

4月9日、桜華園さくらまつりが開催され、私が出席しております。

4月16日、地域包括ケアシステム講演会が開催され、各議員に出席していただいております。

4月19日、兵庫県町議会議長会の議長意見交換会が開かれ、私が出席しております。内容は、議員報酬の適正化、議長会の慶弔規程の制定、熊本地震義援金等についてでした。

4月27日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事は、平成27年度の事業報告並びに会計決算、平成28年度の事業計画並びに予算についてで、いずれも原案のとおり認定、可決しております。

4月29日、実践型教育施設碧河舎の開校式が開催され、藤森前副議長に出席していただいております。

5月2日、臨時会において、正副議長の選挙を行うとともに、各委員会の設置及び構成を決定しております。

5月3日、福崎町制60周年記念式典が開催され、廣納副議長に出席していただいております。

5月11日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月12日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、廣納人権文化推進特別委員長のほか、委員2名と私が出席しております。

5月13日、地方行政課題研究会が神戸で開催され、廣納副議長と私が出席しております。「地方財政の現状と課題」と題して、総務省自治財務局財政課長、前田一浩氏から講演を受けております。

5月15日、神河町消防操法訓練大会が開催され、私を含む11名の議員が出席しております。

5月17日、第180回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開かれ、私が出席しております。議案は、新たな議長に加東市議会の安田議長を選出した後、平成27年度一般会計決算について、原案のとおり認定しております。引き続き、兵庫県町議会議長会臨時総会及び評議員会議が開かれ、西岡佐用町議長の退任に伴い、難波福崎町議長が会長に選任されました。評議員会議の議題は、平成27年度一般会計決算の認定、平成28年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

5月18日、神河町国民健康保険運営協議会が開かれ、小林和男民生福祉常任委員長に出席していただいております。

5月20日、神河町商工会通常総代会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私

が出席しております。

5月23日、兵庫県町議会議長の第67回定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。総会の冒頭において、県会長表彰及び全国会長表彰の伝達が行われ、私が全国町村議会議長会自治功労者特別表彰を受けております。日ごろの議員各位の議会活動に対する真摯な取り組みのたまものと感謝する次第であります。定期総会の議事については、県町議会議長会の難波会長から、平成27年度会務報告が行われ、了承しております。総会終了後、「少子高齢社会のフロンティアを見つける」と題して、兵庫県議会事務局長、山本嘉彦氏から講演を受けております。

5月24日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社において執行され、各議員に出席していただいております。

5月26日、神河町社会福祉協議会評議員会が開かれ、松山陽子民生福祉常任委員会副委員長に出席していただいております。

同じく5月26日、神崎郡議会議長会が開かれ、私が出席しております。協議事項は、平成27年度事業報告及び決算についてであります。いずれも承認しております。なお、平成28年度事業計画についても協議しており、グラウンドゴルフ大会と郡全議員研究会はいずれも神河町において開催することを決定しております。議員の皆様には、詳しい日程が決定次第お知らせいたします。

5月28日、自主防災かみかわの総会が開催され、私が出席しております。

5月30日から31日、平成28年度町村議会議長・副議長全国研修会が東京中野サンプラザホールで開催され、廣納副議長と私が出席しております。研修事項は、30日には「地方議会の役割と改革の行方」と題して、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏から講演があり、その後、町村議会特別表彰を受けられた2町の議長により、議会活性化の取り組みについて事例発表がありました。31日は、「地域活性化が、日本の元気を取り戻す」と題して、フリーキャスターの伊藤聡子氏から、また、「今後の政局・政治の動きを読む！」と題して、読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏から講演を受けております。なお、研修会の後に兵庫県選出の関係国会議員に面談し、地域医療や地域活性化について要望を行っております。

6月4日、播磨地域道路関係4団体合同要望会に引き続き、石井国土交通大臣講演会が姫路で開催され、廣納副議長に出席していただいております。

6月13日、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会設置の報告を兼ねて、廣納副議長、三谷委員長、小寺副委員長と私で県庁を訪問しました。県知事、企画県民部長、企画財政局長に挨拶をし、市町振興課長以下、関係職員と面談をしております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月14日に第46号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

以上で全ての諸報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第1号、平成27年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成27年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成27年度の繰り越し事業6事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。繰越計算書をごらんください。

平成27年度一般会計補正予算（第7号）で御承認をいただきました繰り越し事業6事業につきまして、財源内訳を報告をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正に対応するもので、外部とのネットワーク強化によるシステム整備費で、繰越額は2,510万円で、国庫支出金595万円、地方債1,750万円、一般財源165万円でございます。同じく総務管理費の地方創生加速化交付金事業は、これも国の補正に対応するもので、神河町地域創生総合戦略におけるシングルマザーの移住促進事業と、神河野菜ブランドの確立を目指した神河アグリノベーション事業の2つの事業費で、繰越額は8,047万2,000円で、国庫支出金7,973万5,000円、一般財源73万7,000円でございます。同じく総務管理費の、県道改良に伴う支障ケーブル敷設がえ事業は、県道改良工事の繰り越しに対応する工事でございます。繰越額は134万4,000円で、その他として諸収入で、その工事費の負担金131万8,000円、一般財源

2万6,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費の臨時福祉給付金等給付事業は、これも国の補正に対応するものでございまして、低所得者の高齢者向け給付金を支給する事業費で、繰越額は3,939万円で、全額国庫支出金でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業は、橋梁長寿命化修繕工事費で、繰越額は3,469万5,000円で、国庫支出金2,075万6,000円、地方債1,250万円、一般財源1,439,000円でございます。

8款消防費、1項消防費、消防水利施設整備事業は、その工事費で、繰越額は2,322万円で、地方債2,320万円、一般財源2万円でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき一般財源の合計額は3,872,000円でございます。これら全てについて、収入済みの特定財源はございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第1号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

## 日程第5 報告第2号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第2号、平成27年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成27年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成27年度事業報告書及び計算書類によりまして説明をいた

します。まず、1ページ、2ページをお開きください。

まず、1ページでございます。事業の概要についてでございます。公有地取得事業において、受託事業実績は1町1件で、取得面積2,616平方メートル、事業費1億8,490万1,000円で土地を取得しております。一方、土地の処分は3件、1億898万5,000円で、そのうち27年度で処分完了をした土地につきましては、1件の9,115万9,000円でございます。この結果、年度末の借入残高は2億1,451万5,000円となっております。次に、事業収入で、2年ぶりに80万5,462円の黒字となっております。この収益分につきましては、全額未処分利益剰余金に積み立てし、翌年度繰越金剰余金を1,945万618円といたしているところでございます。

2ページにつきましては、今申しました事業費が表になって入っておるところでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。財務の状況でございます。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございます。1、事業収益につきましては、1、公有地取得事業収益の決算額は1億960万2,893円で、これにつきましては2町3件分で、町からの買い戻し金でございます。2、事務費収益の決算額は92万4,505円で、これは土地取得費1億8,490万1,000円の0.5%でございます。事業収益の合計額は1億1,052万7,398円でございます。次に、2、事業外収益でございます。1、受取利息、1、基本財産利息は9,974円で、これは12町からの出資金総額1,800万円に係る利息でございます。2、預金利息は8,523円で、これは未処分利益剰余金に係る利息で、合わせて1万8,497円でございます。収益的収入の合計は1億1,054万5,895円でございます。

続いて、4ページ、支出でございます。1、事業原価につきましては1億960万2,893円で、これは公有地取得事業原価として2町3件分で、金融機関への償還分でございます。2、販売費及び一般管理費は13万7,540円で、この事業の必要経費でございます。旅費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金を経費として支出しております。収益的支出の合計額は1億974万433円で、収益的収入合計から収益的支出合計を差し引いた当期純利益につきましては、80万5,462円となっております。

続いて、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入につきましては、1、資本的収入の決算額は1億8,490万1,000円で、これは1町1件分の借入金でございます。次に、支出で、資本的支出、1、公有用地取得事業費は1億8,490万1,000円で、これは1町1件分で、地権者へ支払われるものでございます。2、長期借入金返済金1億898万5,000円は、27年度に2町から買い戻しがありました部分の元金相当額となっております。それによりまして、資本的支出の合計は2億9,388万6,000円となっております。

続いて、6ページをお願いいたします。6ページの一番上、(2)借入金の概要でござい

まして、期末残高につきましては2町2件分で、2億1,451万5,000円となっております。

続いて、8ページをお願いいたします。(3)役員に関する事項でございまして、現在、13名の方が就任をされており、任期につきましては平成29年6月21日までとなっておりますところでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。平成28年3月31日現在の財産目録となっております。まず資産の部につきましては、1、流動資産、1、預貯金の期末残高は3,745万618円、2、公有用地は2町2件分で2億1,451万5,000円、合計で2億5,196万5,618円でございます。次に、負債の部、1、固定負債、1、長期借入金につきましては、2町2件分で2億1,451万5,000円、そして差し引き正味資産につきましては3,745万618円でございます。これにつきましては、12町の出資金総額1,800万円、そして未処分利益剰余金1,945万618円の合計額となっております。

最後に、18ページをごらんください。この18ページ以降につきましては、平成28年度の事業計画及び資金計画となっております。平成28年度の事業計画につきましては、昨年度に引き続き福崎町が事業実施のため用地取得を行う計画となっております。以上でございます。

○議長(安部 重助君) 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長(安部 重助君) 質疑はないようでございますので、質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第6 諮問第2号

○議長(安部 重助君) 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 諮問第2号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成7年8月から人権擁護委員をお務めいただいています田中常生様が、平成28年9月30日をもって任期満了となります。再任をお願いいたしましたが、高齢を理由とされ退任される御意思がかたいため、慰留を断念いたしました。田中様の21年間にわたるこれまでの御功績に対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、田中様の後任として今回推薦させていただきます井上智博様は、人権に対する

識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。人権擁護委員の推薦につきまして説明いたします。

まず、人権擁護委員は、人権擁護委員法に、市町村の区域に置くものと義務づけられております。この法律の1条には、目的として、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るためとされ、第2条では、委員の使命として、基本的人権の侵犯に対し、監視、救済、速やか適切な処置をもって自由人権思想の普及高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では、法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされています。

推薦をします井上智博様は現在60歳で、昭和54年4月に岡山市立三勲小学校に赴任されましたのを皮切りに、平成28年3月末に福崎小学校校長として退職されるまでの37年間の長きにわたり、学校、教育現場で力を注いでこられました。平成28年4月からは、神河町中央公民館長としてお務めいただいております。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、かつ人権感覚においても高い資質をお持ちです。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦します。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第2号、被推薦者、井上智博氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、井上智博氏が適任者であるとの意見を

提出することに決定しました。

---

日程第7 第55号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第55号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。中播公平委員会は3名の委員で構成されておりますが、そのうち神河町の浦上健治委員の任期が本年6月30日をもって満了いたします。浦上委員は平成20年7月から2期8年務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として森本佳也氏を選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。現在、市川町の松下洋一氏と福崎町の田郷正則氏が就任されております。松下氏につきましては平成29年6月30日まで、田郷氏につきましては平成30年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細につきましては御説明を申し上げます。

中播公平委員会は、御承知のとおり、神河町、市川町、福崎町、中播衛生施設事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、くれさか環境事務組合、中播農業共済事務組合、中播北部行政事務組合で共同設置をいたしております行政委員会でございます。

このたびの中播公平委員会委員の選任につきましては、神河町選出の浦上健治委員の任期満了に伴うものでございまして、中播公平委員会管理者町である福崎町から森本佳也様を新任委員として選任同意を求めるとの通知がありましたので、提案を行うものでございます。なお、経歴等につきましては、添付資料の経歴をごらんいただきたいと思います。

森本佳也様は、平成24年3月に神河町役場を退職され、現在、中はりま森林組合理事、上小田区副区長を歴任されております。役場勤務は42年間に及びまして、温厚誠実、人望厚く、勤勉にて職務に精励をされてございまして、住民生活、環境防災、水道、建設、さらには総務と、住民生活から管理部門に至るまで幅広く勤務をされてございまして、



て、このたびの本行政委員会委員といたしましては適任者であると判断をいたしております。

なお、任期は平成28年7月1日から平成32年6月30日までの4年間となっております。よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第55号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第8 第56号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第56号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、厚生労働省令が改正されたことを受け、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を附則に追加するものでございます。ただし、当町には該当する保育所は設置されておりません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説

明いたします。

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所を行う事業所における保育士の数について、国の改正に合わせ、保育士不足の解消に向け特例を設けるものでございます。

まずは、附則第7条の追加についてです。小規模保育所A型と事業所内保育所においては、最低2名の保育士を配置する必要がありますが、うち1名は子育て支援員研修などを修了した者で、保育士資格は持っておられなくても、保育士と同等の知識、経験を有しておられる方なら、保育士にかえて配置することを可能とするものです。

次に、附則第8条の追加についてです。当分の間、小規模保育所A型と事業所内保育所の保育士の配置には、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状取得者を保育士として活用可能とするものでございます。

次に、附則9条の追加についてです。当分の間、小規模保育所A型と事業所内保育所において、8時間を超えて保育をする場合に必要となる保育士は、保育士と同等の知識、経験を有している方なら、保育士にかえて配置することを可能とするものです。

最後に、附則10条の追加についてです。附則8条及び9条でうたいました保育士と同等の知識、経験を有する方を配置した場合、保育士資格を持った保育士の数は全体の3分の2は配置されていなければならないというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第56号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第57号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年4月から子育て世帯への経済的負担軽減を目的として、幼稚園・保育所保育料軽減を実施しています。この施策の実施に伴い、多子世帯における幼稚園と保育所の保護者負担額が、預かり保育料と給食費の取り扱いの違いから差異を生じる結果となりました。このことを踏まえ、このたび幼稚園の預かり保育料を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。まず最初に、今回の条例改正に係る要点を御説明いたします。

町長からも説明がありましたように、多子世帯の経済的負担軽減として、平成28年4月から保育所と幼稚園の保育料の軽減を行ったところですが、幼稚園は保育料とは別に午後の預かり保育料と給食費がかかります。一方、保育所は800円程度の主食費の負担以外は保育料に含まれているという制度の違いから、幼稚園と保育所の保護者負担額に差異が出る結果となりました。この内容について、子ども・子育て会議でも協議いただきましたところ、保育所と幼稚園のいずれにおいても、多子世帯の保護者負担について差異が出ない対応とするのが好ましいとの御意見をいただきました。これらを踏まえまして、今回、幼稚園の預かり保育料について、大きく次の3点について改正をするものです。

まず1つ目には、預かり保育の保育料を第3子以降の園児に対しては平成28年4月1日にさかのぼりゼロ円とするもの。2つ目に、平成28年7月から預かり保育の保育料が1日単位の保育料の規定であったものを、1カ月当たりの保育料の上限を設定することで、利用日の多い保護者の負担軽減を図ります。3つ目に、第2子の負担軽減について、平成29年4月1日から預かり保育料を2分の1に軽減するものです。これらによりまして、多子世帯の保護者負担について、保育園、幼稚園ともほぼ同様となるようになるところでございます。

それでは、具体的な金額等の改正内容について、次のページの新旧対照表より御説明をしたいと思います。新旧対照表のほうをごらんください。まず、改正条例の第1条による改正につきましては、本則の第2条の用語の定義について改めています。また、本則第5条関係の別表において、今回改正の趣旨であります多子世帯の支援として、第3

子以降の園児について保育料を免除し、ゼロ円とする規定を設けております。

なお、この改正につきましては、前ページ、改正条例附則の第1項にありますように、平成28年4月1日から適用するものです。

次に、改正条例第2条による改正です。次のページをごらんください。新旧対照表、2枚目ですが、これにつきましては、本則第6条の保育料の納入日を毎月10日から毎月月末としたものです。また、本則第5条関係の別表において、1日当たりの保育料設定であったものを、保護者の負担及び利便性を考慮し1カ月当たりの上限を設け、8月については8,000円、8月以外については5,000円としたものです。

なお、この規定につきましては、先ほどの改正条例附則第1項第1号にありますように、平成28年7月1日から適用するものです。

次に、新旧対照表、改正条例の第3条による改正ですが、これは本則第5条関係の別表で、第2子に係る軽減を図るもので、1日当たり、1カ月当たりの保育料をいずれも2分の1軽減し、1日当たりの保育料は、5時間未満の場合200円に、5時間以上の場合400円に、また1カ月当たりの保育料の上限を、8月は4,000円、8月以外は2,500円とするものです。

なお、この規定は、改正条例附則第1条第2号にありますように、平成29年4月1日から適用するものです。

いずれの改正も最初に申しましたように、本年4月から実施いたしました保育所と幼稚園の多子世帯の経済的負担軽減について差異が出ておりました部分の対応でございます。

なお、参考としまして、1つ目に、神河町幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則を参考として添付をしております。この規則では、児童扶養手当受給世帯のほか、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方々への減免規定を定めておるところでございます。

参考資料の2つ目につきましては、今回の改正内容を簡単にまとめた資料をつけております。また、参考資料3つ目の資料につきましては、預かり保育料と同様に、給食費につきましても減免とするものです。これは給食運営協議会で審議いただき、教育委員会で決定しました給食費の改定額を掲載しております。

なお、一部重複しているところがありますので、小学校（児童）の部分が2つありますが、1つを削除していただきたいと思います。

給食費につきましても、預かり保育料と同じく、第3子以降の園児については、平成28年4月にさかのぼり月額800円に軽減し、第2子につきましては、平成29年4月1日から2分の1の1,765円に軽減するものでございます。

以上、私からの提案説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。本来であれば、第59号議案の一般会計補正予算のときにお尋ねすべきことかもしれませんが、そちらとも関係してまいりますし、今回、参考資料として出ておりますので、この際にお尋ねしたいというように思います。2点ございまして、まず1点目、これについては教育長についてお尋ねします。2点目については教育課長のほうでお答えいただければというように思います。

1点目のことでございますけれども、学校給食法に基づいて給食が行われていると。ただ、学校給食については義務教育に対しての規定でございますので、それがそのまま適用はされませんが、考え方としてはやっぱり一致するのではないかとということでお尋ねするわけですが、学校給食法の第6条のところで、運営に関する経費については、設置者と、それから保護者が共同して負担するという規定に基づきまして、学校給食法の施行令の第2条におきまして、給食の運営に要する経費のうち、設置者が負担する経費は次のとおりとするということで、学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費及び、第2項として学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費、この件については設置者が負担しなさいということが決まっておるわけです。この考え方としまして、結局そういった人件費であるとか電気代、それから修繕費等のその他経費については設置者が負担するけれども、直接材料費、要するに米であるとかおかずですね、副食のほうは、当然児童が食べるものだから受益者負担という考え方がベースになっておるんだろうというように思うわけです。ただ、そのときに一緒に出された、そのときの文部省ですね、文部事務次官の通達においては、その規定については、原則として小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者がそれぞれ分担することを決めたものであると。これについては保護者の経済的負担の現状から見て、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止するものではないと。要するに、最低限、その分は持ちなさいよということだろうというように思うわけです。この趣旨から考えれば、今申しましたように、直接材料費については、やはり受益者が負担すべきものであって、それ以外の人件費、諸経費については設置者が負担するという考え方がベースになっておるというように私は考えるわけですが、その点について教育長の考えをお伺いしたいと、これがまず1点目でございます。

2点目について、教育課長にお尋ねするのが、幼稚園と保育所の保育料金、いわゆる保育料と預かり、幼稚園であれば保育料、預かり保育料プラス給食費、これが実際どのくらいかかっているものなのか、総額どの程度なものなのか。保育園については保育料に給食費、主食費に相当する給食費を加えて、実際の保護者の方の負担がどの程度なのか。その点について、第1子が幼稚園に行っている場合、保育園に行ってる場合、第2子が幼稚園に行ってる場合、保育園に行ってる場合、第3子以降が幼稚園と保育園のほうに行ってる場合の件について、以前が総額幾らであった、平成28年4月以降は第1

子についてはこうなった、2子についてはこう、3子についてはこうですと。28年の7月以降はこうなりました。来年の4月、平成29年の4月からはこのようになりますという形を、一覧してわかる表を作成して提出いただければ、これだけ以前は保護者の負担が違ってたけども、総額として違ってたけども、それを縮小するというか、負担を軽減するためにこういう措置がなされたんだなという趣旨がわかると思いますので、その分の提出をお願いしたいと、この2点についてお尋ねします。

○議長（安部 重助君） それでは、まず1点目の質問について、教育長から答弁願います。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。今、藤原議員が言われましたように、給食費につきましては、学校給食法にのっとってやっております。その考え方は、幼稚園ですけれども、同じような考え方で今までも一緒に幼稚園への給食費を提供していたということです。ということで、やっぱり設置者と保護者とが共同で負担するということにはなっておりますけれども、その設置者負担というものにつきましては、今言われたように、人件費と、それから施設設備費、その他の経費については設置者が負担してあって、そして、それ以外の食材費ですね、子供たちが直接食べたりする、そういうようなものにつきましては保護者負担とするというのが原則ということになっております。その中で経済的な負担等におきましての補助制度につきましては、課長もちょっと言ったんですけども、そういうような生活保護世帯等に対する補助とか、そういうような減免制度というものがあるというところなんです。一般的には子供たちが食べるものについては保護者負担というのが前提でありましたので、今回の多子世帯の子育て支援ということで考えておりました保育料の減免制度に、それについての検討をしたところですけども、今回、この多子世帯についての補助について、給食費と預かりというようなところ辺が除外されていたために、保護者から考えると、保護者負担という面から考えると、それが減免の制度にのらなかつたために、負担が極端に大きく、幼稚園へ通わしている保護者に負担が多いということなので、そこら辺のところを考えまして、保護者負担を平等にするいうところで、今、子ども・子育て会議で再検討をさせていただいたところです。そして、子ども・子育て支援の話し合いの中でも、保護者負担が平等であるのが望ましいだろうというような見解をいただいたところで、今回、このようにやって提案させていただいていることというのは、やっぱり保護者負担の軽減というところ辺を基本にしております。それがベースになっております。大変実施時期等についてもいろいろ検討しまして、どちらに対しても、幼稚園に預けてる保護者に対しても、それから保育所に今行かせている保護者に対しても、どちらに対しても、制度が変わることによってマイナスになればいけないなというようなこともいろいろ考えながら、このような細かい制度に考えてやっているといるところですので、また第2の質問のところでの、その制度の料金の設定について比較したものを出すことによって、少し理解していただけるのでは

ないかなと思っておりますので、そこら辺のところ御検討よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 続いて、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課長、松田です。4月1日にさかのぼる分につきましては、最小で4,000円、最大で1万1,000円余りの月額差がありますが、細かく説明すると非常にわかりにくいので、先ほど藤原議員からありましたように、一覧表にしてあすの委員会までに作成し、提出をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。これも条例、今は直接関係ないんですが、先ほどから出てますように、多子世帯の保護者負担の軽減ということで、給食費、これについては第3子については無料という形で、今回、規則改正等がなされると思っています。その中で、これにつきましては子ども・子育て会議の中で検討されたと思うんですが、多子世帯の保護者の負担軽減を図るという話からしますと、小学生、中学生の第3子についても、この給食費についての軽減等という話が当然考えられてくるんじゃないかと思うんですが、その会議等の中で、そのような分についての検討なり、また教育委員会としてその分の検討なされているかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。小学生に対する給食費の第3子の免除という話については、特に子育て会議ではこちらからも提案しておりませんし、大きな議題としては出ておりません。特に今回、昨年12月ですか、国の施策として幼稚園、保育所児童の多子世帯軽減という国の施策が出ましたので、それにのっとった対応ということで教育委員会では考えておりますので、今回の提案ということになっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。今回の提案理由は大体理解したんですけども、少し教えていただきたいのが、条例の施行時期ですね、3子の無料が4月にさかのぼって、上限設定が7月から、第2子は来年度の4月から、この3つに分けられる、ちょっと意味が私、全然理解できないんです。多子世帯の保護者負担減というのが理由であれば、当然皆同一、28年度4月にさかのぼるべきものなのかなと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。4月1日から施行しました軽減について、今回、幼稚園の保護者の負担が大きいということで、今回の条例改正をしたわけで

すが、第3子については、確かに4月1日現在の、保育所と幼稚園の額が、先ほど申し上げましたように1カ月当たり4,000円から1万円の大きな差があるということで、4月1日にさかのぼります。次に、第2子についてですが、第2子についてもさかのぼりますと、逆に保育所の保護者の負担が多くなる場合が出てまいります。現在のところ、第2子につきましては、幼稚園のほうで約1万2,000円余りの負担、保育所につきましては、少ない負担で4,900円の方から、多い負担で1万3,500円の負担、これは収入によって変わってきますが、一番多い方で1万3,500円の負担があるということで、4月1日にさかのぼりますと、幼稚園と保育所の保護者の負担が逆転するという事。それから、保育所の主な収入の方を考えますと、おおむね幼稚園とほぼ変わらない方が多いということで、それにつきましては来年の4月1日から改正をするというふうにさせていただきました。

また、預かり保育ですが、預かり保育につきましては、日額設定をしておりますので、1日当たりで計算をしまして、夏休みだけを見ますと、20日間来られたとして2万円余りの負担になるというところ。これにつきましては第58号の提案でも御説明をしますが、学童保育についても、日額設定が日数によっては月額を超える場合があるということで、学童保育につきましても、今回のことをきっかけではなく、これまでもやはり月額上限を設けたほうがいいのかという議論をしております。そういうこともありまして、今回、学童保育並びに預かり保育の月額設定というのをさせていただきます、特にこれにつきましては夏休みの負担がかなり大きいということで、7月からの設定とさせていただきますところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第58号議案、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。



山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、保護者の負担と利便性を考慮し、学童保育の使用料を、1日当たりと月ごとの料金から1日当たりの料金に月ごとの上限額を設けるという体系に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。まず、今回の条例改正に至る状況ですが、改正前は月額による利用と日額による利用を規定しまして、利用をされる場合は、運用として、前月末までに月額か日額か、いずれの利用かの形態を登録いただいた上で、その月の利用料を請求しておりました。その場合、日額利用を希望し、実際に12日以上利用された場合は月額料金を超えるという状況が起りまして、大きな金額の請求となっております。

新旧対照表をごらんください。保護者の負担及び利便性を考慮し、第6条関係の別表第2の金額を1日当たりの使用料とし、第6条2項で月額の上限を定めたところでございます。金額は月額の上限を1万円に、8月以外の月は6,000円に、1日当たりの使用料につきましては、5時間以上の開設日を1,000円に、5時間未満の開設は500円とし、この金額はこれまでと同様でございます。なお、6条以外の改正につきましては、文言の修正、また上記改正に伴う文言改正でございます。

また、管理運営に関する規則を参考として添付しておりますが、第11条の使用料の納入日を、事務処理等の関係で毎月10日から翌月の月末までと改正したものでございます。それ以外の改正は文言修正によるものでございます。

以上、私からの提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。以前は別表第2ということで、月額使用料、それから1日のスポット保育ということで、表1で、これ一覧表にしてあったものが、今度月額使用料については、本則の第6条の第2項という形で移ったということでございます。ですから、これを本則のほうに移したというのは、結局上限額を

こうしますよという規定にするために本則のほうへ移して、残りの1日単位の分については別表のまま残したということでございましょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 全くそのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかがございせんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第58号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第59号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、4月の人事異動、共済費掛け率の変更等による人件費及び人件費に絡む特別会計繰出金の増減、議会費において特別委員会設置による議員費用弁償の増額、熊本地震の被災地支援のための職員派遣経費の増額、地域おこし協力隊予算の組み替え、養護老人ホーム措置の1名増加による増額、治山治水補助事業の増額、外国人観光客受け入れ基盤整備事業に係る委託料等の増額、民間住宅の簡易耐震診断事業の経費の増額、越知谷小学校校庭の山水による冠水対策としての排水路整備工事費の増額、幼稚園の第3子以降の給食費、預かり保育料を保育所と同じにするための歳入の減額、今回の補正における歳入不足分の財政調整基金の取り崩し等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,099万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億799万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページ、歳入をお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税280万円の増額でございます。これにつきましては特別交付税でございまして、熊本地震の被災地への支援に係るもの、そして地域おこし協力隊に係るものをそれぞれ増額計上をいたしております。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、2節老人福祉費負担金5万1,000円の増額につきましては、養護老人ホーム1名措置に伴います11カ月分の個人からの徴収金でございます。

続きまして、13款使用料及び手数料、1項使用料、4目教育使用料、1節幼稚園使用料103万5,000円の減額でございます。これにつきましては幼稚園預かり保育料でございまして、先ほど説明がございました子育て対策ということで、保育所と負担額を同額にするために減額をするものでございまして、58人分を減額するものでございます。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金24万7,000円の増額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金（安全ストック形成）というところで、民間住宅の簡易耐震診断の要望が多くございまして、16件分の事業費の2分の1を増額するものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、1節移譲事務市町交付金11万9,000円につきましては、28年度の交付金が確定をいたしましたので増額をするものでございます。

同じく、2項県補助金、6目土木費県補助金、1節土木費補助金11万1,000円の増額につきましては、先ほど国庫支出金で説明しました民間住宅の簡易耐震診断の部分で、県負担金として16件分の4分の1を計上するものでございます。

8目教育費県補助金、2節中学校費補助金20万円の増額でございます。これにつきましては、中学校を拠点としたスクールソーシャルワーカーの設置に係る補助金として、事業費の3分の1を増額計上するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金170万円の増額でございます。これにつきましては、平成27年度の寄附金につきましては1,100万円ということで、1,100万円を平成27年度で積み立てをしております。その1,100万円を本年度、28年度で取り崩すと

いうことの中で170万円を増額をいたしているところでございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金2,472万2,000円の増額でございます。これは今回の補正における財源不足に充当するため、繰り入れを増額するものでございます。この6月補正後の基金残高につきましては、見込みといたしまして17億953万2,000円の残高見込みということでございます。

続きまして、20款諸収入、5項雑入、2目雑入、5節消防団員退職報償金等受入金263万3,000円につきましては、それぞれ退職予定を当初予算で計上しておりましたが、19名の方が新たに退職ということで、その分の増額を計上をいたすものでございます。

7節給食事業収入87万円の減額でございます。これにつきましても、先ほど説明をいたしました子育て対策として、保育所と同等にするために3子以降の給食費を減額するものでございまして、月3,530円を800円にいたす減額で29人分でございます。

続いて、9ページ、歳出をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 特命参事、ちょっとここで、区切りのええところで休憩をとりたいと思いますので。

ここで昼のために暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、第59号議案についての説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、引き続き説明をいたします。

その前に、午前中に歳入のところ7ページでございます。13款使用料及び手数料の幼稚園使用料、幼稚園預かり保育料のところ、58人分と申しましたのは誤りでございまして、29人分に訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 訂正よろしいですか。

はい、どうぞ。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） それでは、9ページ、歳出をお願いいたします。9ページ、歳出につきましては、歳出全般にわたりまして人件費の4月の人事異動、そして共済費の掛け率の変更等に伴います、それぞれ変更に伴う補正をいたしております。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明は省略をさせていただきますけれども、一般会計の合計額を申し上げます。給料につきましては84万1,000円の増額、職員手当739万5,000円の増額、共済費181万9,000円の増額で、合計で1,005万5,000円の増額補正となっております。

それでは、1款議会費、1項議会費、1目議会費、9節旅費24万円の増額でございます。これにつきましては議員費用弁償の増額でございます、2つの調査特別委員会が設けられたことによる増額補正でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。この中の主な補正につきましては、熊本地震の被災地支援に係る職員派遣の増加分を見込んでおります。2名体制で5回を想定をしながら補正を組んでいるところでございまして、町長の冒頭の御挨拶でもありましたように、今回の支援につきましては解除ということで支援には行きませんが、今後、中長期的な支援が出てくるという中で、今回増額補正した部分につきましても、今後そのような状況の中で見直しをしていくということで、今回の増額補正を今後修正していきたいと、このように思います。金額につきましては、トータルで294万1,000円相当を増額をいたしているところでございます。

続きまして、ふるさと納税に係る増額につきましては、平成28年1月以降のワンストップ特例制度を利用する場合はマイナンバーを記載するということが原則になってきておりますので、寄附をいただいた方へそれぞれ申請書を出して、マイナンバーを記載していただいて返信をしていただくということの中の、消耗品として封筒代2万円と、役務費の郵便料20万4,000円を今回増額を補正しております。

続きまして、13節委託料64万でございます。10ページをお願いいたします。固定資産台帳整備及び財務書類作成等に関する支援業務委託料の増額でございます、これにつきましては、債務負担として、平成27年から29年の3カ年で実施するという中で契約をしております。その中の28年度分の事業費につきまして64万増額ということでございます。

続きまして、4目財産管理費の14節使用料及び賃借料18万2,000円の増額でございます。これにつきましては、支庁舎の印刷機の更新に伴うリース料の増額でございます。

続きまして、6目企画費でございます。企画費の主な増減の中身につきましては、まず地域おこし協力隊の事業につきましてです。当初予算におきましては、活動事業費、そして募集事務というのを一つの事業で計上していたところを、今回は募集事務を強力的に進めるという中で、それぞれ分割をしながら組み替えをしてきたところでございます。その中で活動部分に係る補正については、今回は151万7,000円の減額、募集事務につきましては200万円の増額、差し引きしまして48万3,000円の増額となっているところでございます。そして移住プランナー事業につきましては、それぞれ予算の組み替えということで、予算の増減には関係がございません。

続きまして、12ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金でございます。この繰出金につきましては、それぞれ人件費相当分の繰り出しの増減となっております。

続きまして、2目老人福祉費202万7,000円の増額でございます。これにつま

しては、養護老人ホームでの措置1名が5月から入所をしているもので、これに対する経費の増額ということで計上をいたしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページの7目後期高齢者医療費、28節繰出金でございます。これにつきましても、職員の共済費の増額に係る補正でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金245万円の増額でございます。これにつきましては、治山治水工事補助金というところで、新たに比延区と上小田区より要望のあった裏山防災について増額をするものでございます。まず、比延区につきましては、日吉神社北側の民家裏山でございます89万5,000円、上小田につきましては、祇園神社境内裏山防災ということで155万5,000円、合わせて245万円の増額でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費につきましてでございます。まず、13節委託料138万円の増額でございます。これにつきましては外国人観光客受け入れ基盤整備委託料ということで、県が実施する事業でございます。これに町観光協会が実施するという中で、県の2分の1相当と同じ額を町が委託料として支出するというので、今回138万円を計上をいたしております。主な事業につきましては、多言語パンフレットの作成、ウェブサイト、SNSの充実とその多言語化、そしてPR用多言語対応の動画の作成、これが181万3,000円、続きまして多言語案内表示板の整備、通訳システムの導入というところで97万7,000円、合わせまして279万円の2分の1を今回増額補正をするものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料92万7,000円でございます。これにつきましては自動車借り上げ料ということで、入り込み客が低下する冬季の観光客の誘客というところで、11月上旬から12月下旬にかけての高原バスを運行するための経費として、今回計上をさせていただいております。

19節負担金、補助及び交付金50万円でございます。これにつきましては、県のツーリズム協会主催の中国訪問団に参加をしながら、県と帯同した事業展開を実施するために今回計上をいたすものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料49万5,000円の増額でございます。これにつきましては簡易耐震診断委託料ということで、歳入のところでも申し上げましたとおり、16件の増額補正でございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、8節報償費263万3,000円の増額でございます。これにつきましても、歳入で申し上げましたとおり、消防団員の退職報償金19名分を増額をするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、8節報償費60万の増額でございます。

これも歳入で申し上げましたとおり、中学校を拠点としたソーシャルワーカーを設置するための謝金ということで増額補正をするものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費、15節工事請負費410万円の増額でございます。これにつきましては、越知谷小学校の山水による冠水対策ということで、周囲の排水路の整備工事をいたすものでございまして、これによりまして、大雨による冠水が解消されるということになってくるだろうと思います。

続きまして、2目小学校教育振興費でございまして31万円の増額でございます。これにつきましては、地域創生アクションプログラムの中に、村を守ろう、地域を守ろう、町を守ろう教育の推進、日本一の学校づくりというところに掲載がされておまして、これに対応するために越知谷小学校において、ウェブの世界に明るい未来を見出す子供を目指してというところで事業を展開するというところで、この経費を計上をいたすところでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費の13節委託料、18節の備品購入費でございます。これにつきましては、神崎小学校の学童保育教室の部分のカーペットの更新に伴うものの予算の振りかえということで、当初古くなったカーペットを新たに購入する予定でございましたが、クリーニングが可能ということになりましたので、その委託料に振りかえるということで、予算の振りかえをいたしたところでございます。

最後に、18ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。なお、この後、総務文教常任委員会に付託を予定しております。できるだけ大まかな質問をお願いしたいというふうに思います。と、お願いは、総務委員以外の方、できるだけ、あれば質問をお願いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。質問ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点だけちょっと教えていただきたいと思います。予算書でいいますと8ページ、神河ふるさとづくり応援基金の繰入金、今回170万円を繰り入れをされております。これの充当先を見ますと、各科目に振られておまして、科目によっては財源の振りかえだけをされてますんで、何かそのような使い道というんですか、それは何かルールがあるのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。ふるさとづくり応援寄附金につきましては、申し込み段階でそれぞれ私どもが示してます総合計画の6つの柱に、それぞれどの使い道に充当をさせていただくかというところで、該当項

目の番号をそれぞれ申し込み時にいただいておりますので、それを基本にしながらそれぞれ充当する事業を決めておるというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。総務文教に属しておりませんので、この機会に質問をさせていただきたいというように思います。

まず、確認ですが、7ページの、先ほどの議案にも関係するんですが、ちょうど真ん中辺の教育使用料で、幼稚園の預かり保育料が29人分の減額で103万5,000円減ってきた。それに対して17ページの教育費、幼稚園費の103万5,000円、この分が手数料収入が減って、あと人件費のほうかふえた分を加えて165万6,000円の一般財源がふえたということで、あともう1点については、給食費、8ページの諸収入、給食事業収入の87万円の減、これも29人分の給食費が減って、87万の手数料が、事業収入が減って、それに対応するものとして、同じ17ページの一番下、学校給食費の87万円の事業収入が減って、あと共済組合の負担金がふえた分と合わせて91万1,000円、一般財源のほうから振りかえたと、増額したというように考えてよろしいんですねという点がまず1点。

それと、あとそれぞれ増減があるんですけど、13ページの保健衛生費、保健衛生総務費のほうは一般財源として3,335万5,000円と非常に大きな額が、今回補正がかかっておるんですが、これについての説明をお願いしたいなというように思うんですが。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。まず、1点目につきましては、そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） 4款の衛生費だったかな。

○議員（2番 藤原 日順君） 13ページ、4款衛生費の一般財源分。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） これにつきましては、その右隣の給料が1,803万4,000円の増額、そして職員手当が707万7,000円の増額、そして共済費が824万4,000円の増額ということで、一般財源相当分の人件費がそれぞれふえてきているというところで、こちらのほうに職員が増加をしたというところの中でふえてきているものと思われま。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 二、三百万とかいう数字であればわからんでもないんですけど、ちょっと金額が1,800万という給料、あと共済費にしても手当にしても非常に大きなもんですから、ただ単なる人事異動というか、何か特別な事情があって、この分だけ人数がふえたのかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原日順議員のお尋ねの点で



ございますけれども、一つは人事異動によるもので、科目の振りかえによるものでございます。もう1点につきましては、本年4月から、地域局から健康福祉課に統合したという、その部分が大きな要因でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか、ないようでございますけれども、質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、質疑がないようでございますので、終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第59号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第12 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第60号議案、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、共済費掛け率の変更により増額補正するものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,462万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第13 第61号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第61号議案、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な内容は、共済費掛け率の変更により増額補正するものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,795万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第14 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第62号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、4月の人事異動、共済費掛け率の変更により減額補正するものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,150万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第15 第63号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第63号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月1日の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費等について総係費で60万4,000円を減額し、予備費60万4,000円を増額いたします。収益的支出の総額4億2,662万6,000円には増減はありません。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、共済組合負担率の変更に伴いまして事務費を1万1,000円増額し、不足する1万1,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、債務負担行為の補正でございまして。当初は平成27年度から平成28年度として、限度額を8億2,230万円といたしておりましたが、27年度及び28年度の交付額が要望額の70%程度となっております。簡易水道事業統合工事が完成できない場合は、最終期限を31年度まで延長することができると国及び県からの通知がありましたので、期間を延長いたします。また事業費についても、期間が伸びたことにより必要な工事を追加し、限度額を9億1,675万5,000円とするものでございます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を59万3,000円減額し、4,760万7,000円に補正するものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。2ページですね、ちょっと町長の説明で理解はほぼできるんですが、この限度額の少しふえましたですね、年度が延びたいということ限度額が8億2,230万から9億1,675万5,000円、今、内容がちょっと変わったというような町長の話でしたんですが、その分だけちょっと説明いただけますか。大きな問題があったのかどうかも含めて、お願いします。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。当初は、この水道施設整備事業については28年度までの事業でした。ところが、国からの交付額が27年度、28年度とも約7割ぐらいしかついてきておりません。その加減で、国あるいは県からの通知で事業が完成できない場合は平成31年まで延ばしてもいいということなので、期

間を延ばすものでございます。そして金額については、この水道整備事業について補助対象になれるものをいま一度拾い直して、できるだけできるものはしたいというところで、金額の増減として9億1,675万5,000円ということで提案させていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の債務負担行為の説明で、期間が28年度まで当初あったのが、できなかった場合は3年間延ばしてもいいよという話で、9,445万5,000円の増額で、8億2,230万から9億1,675万5,000円ということでふやしたということでございます。町長の説明で、交付額が要望額の70%しかなかったんでという話もありましたけども、30%相当額を今回増額したものなのか、全くそれとは別にして、新しく見直しをして今回新たに追加されたものなのか、どちらなのでしょう。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 期間が延びたこともありますんで、できるだけ補助で対応できるものはしたいというところで、新たにできるものを上乗せした金額でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第16 第64号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第64号議案、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、職員の異動に伴い、手当、法定福利費等について58万4,000円の増額。事業計画変更業務委託料は、当初全額単独費として予算3条で1,000万円計上していましたが、県との調整により一部が国費の充当が可能となったため、800万円を予算4条の統廃合計画策定委託料へ振りかえます。このことにより、総係費で741万6,000円を減額し、予備費741万6,000円を増額いたしま

す。収益的支出の総額7億4,981万5,000円には増減はありません。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、国庫補助金を50万円増額、建設改良事業債も50万円増額し、収入合計100万円。先ほどの予算3条でも説明しましたが、事業計画変更委託料を800万円減額した分を、予算4条の統廃合計画策定委託料で800万円の増額、長寿命化基礎詳細調査委託料が100万円の減額により、施設費合計で700万円の増額、不足する額600万円は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を58万4,000円増額し、3,188万3,000円に補正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第17 承認第5号

○議長（安部 重助君） 日程第17、承認第5号、第2次神河町行財政改革大綱の策定の件を議題といたします。

承認第5号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第5号の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、第2次神河町行財政改革大綱の策定の件についてでございます。第1次神河町行財政改革大綱は、合併後の平成18年12月に、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画として策定されております。平成27年度はその最終年度に当たりますので、第1次大綱の10年間の検証を行い、第2次大綱の策定を行うため、神河町行財政改革推進委員会の委員12名により、平成27年度に5回、平成28年度に1回の委員会を開催し、審議していただきました。その間においては、地方分権が進み、みずからの責任と判断で地域、住民のニーズに主体的に対応し、自主的、自律的に自治体経営を行っていく上での行財政改革について、これまでの改革における取り組みと現状分析、今後の改革方策、将来展望などの観点から、真剣に議論を重ねていただきました。特に第1次大綱において、ほとんど進捗していない取り組みの一つで、最重要課題である重複する公共施設の統廃合、民営化等については、施設ごとの再配置及び再編の方向性の審議が集中的に行われました。

第2次大綱については、将来にわたって存続可能な神河町をつくり上げることを基本

に、これまでの定員管理、給与適正化等、多岐にわたり進めてきた量的な改革から、取り組むべき課題を3点に絞り、最優先事項として、その迅速な対応に向けて取り組む質的な改革を進めることとの基本方針を付して、平成28年5月19日に答申をいただきました。

その取り組むべき課題3点の取り組みについては、1つ、合併特例措置期間終了を見据えた財政基盤の確立、2つ、人口減少、高齢化社会を見据えた持続可能な行財政運営、3つ、公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方を基本方針として、新たな大綱の策定を行いました。この大綱に沿って、限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視した行財政改革の選択と集中を実行することによって、住民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供していくとともに、神河町の持続的発展の基礎づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、集中的に審議が行われた公共施設の再配置及び再編の方向性については、大綱の策定とあわせて、神河町公共施設等総合管理計画として策定をし、公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方の取り組みの中で、その実施に向けて最大限尊重し、計画的に進めていくこととしております。

以上が提案理由及び内容でございまして、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき議会の承認を求めます。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第2次神河町行財政改革大綱の内容を説明いたします。この大綱は、平成18年度に策定した第1次神河町行財政改革大綱の実施計画に基づき、10年間にわたる行財政改革の取り組みの達成状況、成果や課題を踏まえ、今後の行財政改革を推進し、実行するために策定をいたしました。

第1次大綱では、事務事業や公共施設の管理運営の見直しなど、行政の効率化、職員の定員管理と給与の適正化、そして自治自立の財政運営を柱とした取り組みを進めてきたところでございます。取り組みの成果のうち、効果が上がったものの一つとして、職員数の削減がございまして、職員数については、第1次大綱の制定当初の目的であった普通会計職員数132人以下が平成25年度に達成され、職員給与等の抑制に一定の成果を上げてきたところでございます。また神河町の財政状況を見ると、実質公債費比率は平成25年度決算において16.9%となり、平成26年度における実質公債費比率18.0%未満という数値目標を達成し、着実に改善をされております。

しかしながら、神河町行財政改革推進委員会においてもたびたび御指摘をいただいております重複施設の統廃合、民間委託、または廃止等の重要な課題はなかなか進展が見

られず、十分な成果が上がっているとは言えないのが現状でございます。第1次大綱の策定時の目標に対し、比較的手のつけやすい改革については早期に達成をされているものの、一方ほとんど進捗していない取り組みがあることから、この進捗していない取り組みに対して集中して改革に取り組むため、本大綱の策定を行いました。本大綱においては、限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視した行財政改革の選択と集中を実行することによって、将来にわたって持続可能な神河町をつくり上げるために、先ほど町長が申しました3つのテーマに基づき実施計画を策定し、計画的に取り組んでいくこととしております。特に多額の費用を要する公共施設の更新、統廃合については、あわせて策定しました神河町公共施設総合管理計画により、その方向性に沿って今後取り組みを進めてまいる予定としていただいております。

それでは、第2次神河町行財政改革大綱をお開きください。まず1番目に、神河町における行財政改革の必要性というところを1ページから5ページにわたって記載をいたしておるところでございます。

まず、1ページをごらんください。1ページには、(1)町が優先して取り組むべき課題として、①地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減、続いて2ページ、②少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増、続いて3ページ、③インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の統廃合、管理、修繕のための経費の増の3つの課題をそれぞれ上げ、それぞれについての概要を記載をいたしております。

続きまして、4ページをごらんください。4ページから5ページにかけては、(2)優先して取り組むべき課題への対応として、まず町としての目指すべき姿を掲げ、その実現のために行財政改革の選択と集中により取り組むことを記載をいたしております。

続きまして、2番目に取り組みの方針を5ページから7ページにわたって記載をいたしております。6ページからは目指すべき姿の実現に向けて、前述しました行財政改革の選択と集中を行うための取り組みのテーマを記載をいたしております。①合併特例措置期間終了を見据えた財政基盤の確立、②人口減少、高齢化社会を見据えた持続可能な行財政運営、そして7ページには、③公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方の3つの取り組みをテーマとして掲げ、これに沿って行財政改革に取り組んでいくことを記載をいたしております。

続きまして、3番目に、行財政改革の方向性を7ページから11ページにわたって記載をいたしております。8ページ以降で、これまで記載をしてきた本大綱をまとめて、行財政改革の全体像として掲載をしており、3つの課題を掲げ、それぞれに対応する取り組みのテーマを設定し、それに沿った取り組み内容を記載をしているところでございます。

取り組みテーマ1につきましては、財政調整基金残高の確保と実質公債費比率の抑制

の取り組みにより、財政基盤の確立を図っていくということとしております。

取り組みテーマ2につきましては、歳入への取り組み、歳出削減への取り組み、経常収支比率の改善の取り組み等によって、財政健全化とともに持続可能な行財政運営を図っていくこととしているところでございます。

取り組みテーマ3につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく施設への投資の適正化に取り組んでいくことを記載としております。この部分の実施計画につきましては、11ページの次に添付をいたしております。

最後に、4番目として、11ページ一番下に行財政改革の取り組み期間を記載しております。取り組み期間は平成28年度から平成33年度までとし、取り組み状況により、平成31年度以降の取り組みについて、見直しを行いながら取り組んでいくことといたしております。

以上、本大綱の概要を御説明いたしました。引き続き、大綱とあわせて策定しました神河町公共施設等総合管理計画につきまして説明をいたします。

この公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためには、地方公共団体が公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化などを進めることが必要であることから、平成26年4月22日に総務大臣から各地方公共団体に対し策定が要請されるとともに、策定に当たっての指針が示されており、その指針に基づいて策定したものでございます。

この計画内容につきましては、2月10日、そして5月25日の総務文教常任委員会、3月16日の全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、概要説明とさせていただきます。

まず、目次をお開きください。第1章から第5章までの章立てとして計画をいたしております。

まず、第1章、公共施設等総合管理計画の策定については1ページから2ページでございまして、策定に当たっての基本的事項となっております。

まず、1ページをごらんください。ここでは、1、公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨を記載しており、中段10行目以降になりますが、今後、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産が改修、更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。このような背景のもとで、長期的な視点を持って長寿命化や施設の統廃合、機能転換等を検討するとともに、公共施設等の適正配置と有効活用、そして財政負担の軽減、平準化について立案し、住民とともに実現していくために実施するものとしており、これに沿って計画をしてきたものでございます。

続いて、一番下、3、計画期間でございまして、平成28年度から57年度までの30年間としております。

続いて、2ページをお開きください。2ページには、4、対象施設ということで、本計画の対象範囲を掲載をいたしております。その下の表については、公共建築物66施



設の内訳を記載をいたしております。

続いて、第2章、公共施設等の現況、将来の見通し及び課題につきましては、3ページから21ページでございまして、対象施設の現況と課題、そして将来の見通しの分析を記載をいたしております。

5ページをお開きください。ここでは対象となる公共建築物の整備状況を建築年別にグラフ化し、記載をいたしております。

7ページから9ページにつきましては人口の見通しというところで、地域創生人口ビジョンに基づき掲載をいたしておるところでございます。

10ページから12ページについては、財政の状況と課題を記載をいたしております。

続いて、13ページから14ページにかけては、(2)投資的経費と更新費用等の見通しでございまして、14ページをごらんください。14ページの図表2.15につきましては、病院の建物を除く建物の将来更新費用の推計でございまして、建築後30年で大規模改修を行い、以降30年使用し、建てかえ更新するという想定をし、算出をしております。その中で、40年間の更新費用の総額が約265.4億円となっており、これを40年間で割って、1年間では約6.6億円の費用が必要となっているという推計結果となっております。一方、本町の財政シミュレーションの結果から、年間に公共建築物に割り当てられる投資的経費については約2億円と想定しており、1年間の更新費用約6.6億円と比較いたしますと、3.3倍にも達するということがこの表で明らかになってきたところでございます。

続いて、16ページから21ページにかけては住民の意向ということで、本計画の策定に当たって実施をいたしました公共施設のあり方に関するアンケート調査の結果を記載をしており、特に約7割の方が見直しの必要を指摘をされているということでございます。

続きまして、第3章、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針は22ページから31ページでございまして、第1章と第2章を踏まえ、これからの公共施設維持管理の基本原則や目標設定、そして本計画の推進体制等を記載をいたしております。

それでは、25ページをお開きください。(4)公共建築物の目標設定でございます。先ほど第2章で示しましたとおり、1年間の更新費用約6.6億円は投資的経費に充当可能な約2億円の3.3倍に達しており、4.6億円の乖離がございまして、この乖離を解消するための目標設定でございまして、基本的にはこれを解消するために、計画目標年次までの総人口の減少率に見合った施設総量を維持をしていくということを基本に、建物の総延べ床面積を約30%縮減することとし、①から⑦の方策や目標を定め、更新費用の縮減と平準化を行うこととしておるところでございます。26ページはその試算を図表であらわしたものでございます。

続いて、第4章、公共建築物再編の実施方針は32ページから39ページでございまして、公共建築物の再編手順実施方法について記載をしております。

第5章、公共施設等再編の方向性は40ページから48ページでございまして、公共建築物の再配置、再編について、施設累計ごとに今後の再編の方向性と方針を記載をいたしております。そして48ページにつきましては、インフラ資産についてございまして、橋梁、上水道、下水道につきましては、それぞれ担当課において実施をされている修繕計画、統廃合計画を基本にしながら、将来にわたって整備をしていくということをも明記をいたしておるところでございます。

その次のページ以降につきましては、各施設ごとの今後の再編の方向性と方針を示しているところでございます。また観光施設につきましては、地域振興課がまとめられた観光施設保全活用整備計画を基本としながら、その方向性や管理方法を示しております。

そして、資料といたしまして、普通会計財政収支見通し見込み、そして人口規模別の公共建築物の平均構成比を添付しておりますので御参考に見てください。

なお、この進捗管理につきましては、神河町行財政改革推進委員会において実施することといたしております。そしてこの大綱と計画につきましては、行財政改革推進委員会で慎重に議論され、答申されたものでございますので、最大限尊重しながら実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、計画の概要の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

承認第5号に対する質疑に入ります。（発言する者あり）

ちょっとここで暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、承認第5号について質疑を受けます。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。今回の大綱の策定の見直しにつきましては、今まで余り進捗してない部分での見直しということをお聞きしたんですけども、当然この大綱の策定に当たりましては、庁内会議なり、また本部会議等が当然開かれて協議なされと思うんですけども、それぞれの会が何回程度開かれて、またどのような課題について議論されたか、その詳細がわかれば教えていただけないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今回の第2次大綱につきましては、第1次大綱でほとんど進捗をしていない取り組みについて、今後選択をしながら集中的に取り組むという中でございましたので、本部会議というのは、

この第2次行財政改革大綱を策定するに当たっては、本部会議というものは開催をしておりません。ただ、その中で、公共施設等の管理計画の中でそれぞれの施設の方向性等々につきましては、それぞれの担当課と交えまして協議を重ねてきたところでございます。その間の行財政改革推進委員会の中での意見、それとそういう部分におきましてもそれらのすり合わせということで、各担当課と協議を持ちながらこの管理計画、そして大綱の中に盛り込んできて、大綱として現在策定をしているというところでございます。その庁内の本部会議というのは、今回は開催はしておらないという状況でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。そしたら、要綱か何かあるかと思うんですけども、それに基づいてはされてないということなんですか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今回の策定に当たっては、基本的には公共施設の総合管理計画とこの第1次大綱で進捗していない部分のその施設のところを重点的に取り組んで大綱をつくったために、その要綱どおりにはちょっと進んで、要綱に基づいた会議の開催等につきましては、今回はいたしていないというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。質疑ですので、余り意見を述べないほうがいいかと思いますが、意見が多くなったら、また議長のほうでとめていただきたいと思います。

まず、きょう議案に出ております資料、これは公共施設等総合管理計画の中の8ページに、この計画年次の最終年度の平成57年、その人口推計が出ておりますが、極端に言うたら、何もせなかったら神河町は7,004人です。しかし、いろんな取り組みをすることによって7,749の人口が確保できると、私、そういうふうな説明を受けたんですが、それが正しいという前提で尋ねますが、そういうことになってきますと、この行財政改革の中で、極端な言い方したら、あれもしない、これもしないということになりますと、このシミュレーションに沿わない取り組みになるんですね、というように私は思います。

しかしながら、この行財政改革の流れというのは、これは単に神河町という限定されたことではなしに国全体の課題でありますから、その1万分の1ぐらいのこの町にとっても当然取り組まんとあかんということについては、これを否定するものでもないし、また逆に行財政改革推進委員会でも非常に厳しい指摘が出ておりますが、町議会においてもその方向で、極端に言うたら、取り組みなさいよというような書き方にも受けとめられるような表現がしてございます。ということで、私はそのことを否定するものではな

いんですけれども、少のうてもこの人口を確保するということについては、いわゆる地方創生の取り組みが一つの前提なんですわね。そういうことになってくると、この管理、主に公共施設の管理計画のほうに限定した場合に、相反するところがあると思うんですが、その辺についてどうでしょうかね。私のちょっと意見も述べましたから、その意見を、反論やとか、もうそれ間違うとりますいうようなところまでひとつ教えてください。担当参事からお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほど山下議員おっしゃられるとおりでございます。この行財政改革の中に策定しました公共施設の総合管理計画につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、地域創生と相反する部分の改革ございまして、これにつきましては、私の町だけではなく、全国的に実施をしていくということで、行財政改革につきましてはいつの時代であろうと進めていかなければならないものだと私は思っておりますので、そこで改革をしながら浮いた財源を地方創生のほうに振り向けるというところの中で、今、経常的にやっています施策を見直しながら、新しい施策へ転換していくというところも行財政改革の一つでございますので、そういうような考えのもとでこれからの行財政改革を推進していくということが基本だろうと思っております。

それとあわせて、2045年の人口につきましては7,749人ということで、何もしなかった場合よりもふえてはございます。ただ、この部分については、平成27年度よりも減ってきておるのは事実でございますので、その目減り分の減少に対しまして、今回、公共施設総合管理計画の中では、今ある面積をその人口減少に合わせるような形の中で縮小を図りながら、財政の健全化、平準化を行いながら、それぞれの新たな施策への転換へ振り向けていく財源としていくというような中で、あわせて今回は大綱の中に織り込みながら行財政改革をつくりまして、それに沿って今後進めていくというところでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。今、この簡単なやりとりの中で質問もうまくできませんし、回答もなかなか難しいと思うんですけれども、やはり今回の公共施設の総合管理計画の中には、やはり裏を返すと、これは個別の話になります、余りしますといろんなエゴ的な話につながると思っておりますので、できるだけそれは避けたいと思うんですけれども、地方創生の中で、狙いはやはり町の振興なんです。そのために、建物いうんですか、いわゆる施設整備が必要やというような中で、地方創生は平成27年度からの出発わかりませんが、それぞれにおいては、神河町合併10年ですけど、もっと前、それぞれの旧村の間から、言葉は違いますが、地方、いわゆる地域の振興ということについて、この町はいろんなそれぞれの時代の政策的なものはあったでしょうけれども、やはりそれぞれの地域を活性化するんだというような中でつくってき

た、特にそれは主に観光施設になるかも知れませんが、その他のものもあります。そういうような中で、今回の、これはまだ57年やがないようなことになるんやけども、やはりここにこれが議決事項以外の参考資料もあるんかと私は思いますけど、そういうものを目の当たりにすると、どうしても、あっ、これ、こんなことになったら困らないのが、それぞれ、これ我々議会でもそうですし、町民の皆さんになってくると、地域の人になってくると、これは大変なようなものもあるんやないかなと思うんですね。ですから、そういうようなことが問題としてあると思うんですけど、その辺について、変な質問ですが、わかっとうがないような答弁しかできへんと思うんですけども、ちょっと深く執行部としてどういうふうに考えとられますか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど来町長のほうからお答えをしておりますように、第1次の行革大綱の中では人員の効率化ということで、普通会計職員でいきますと、180名が130名ということで削減をいたしてまいりました。そしてまた、実質公債費比率というお話もあったかと思いますが、16.9%を25年に達成をして、現在、16.1%ですか、そういう状況で財政的にもかなり効率化を進めてきたという状況にあります。

その中で、なかなか進んでいなかったというのが重複施設の整理統合というところであったというふうに思っています。ここの部分について行革委員会で本当にかんかんがくがくといった議論をしていただく中で、このたびの行革大綱のこの承認の資料の中にも添付をいたしております、個々具体の施設についての方向性というようなところでも示してはおります。

ただ、先ほど山下議員御質問がありました、これまでの地域での取り組んできた経過、特に地域振興という部分が大きくあろうかというふうに思っております。その地域振興と切り離しをして、今、私どもが進めてきたこの大綱のみを先行させるということとはなかなか住民理解も含めて難しいところがあるかというふうにも思います。ただ一方で、現在、一般会計92億という大きな予算になっておりますが、これが標準財政規模でいきますと50数億という状況でございます。そういう意味でいきますと、財政的な見地からは当然財政規模を縮減を図っていかざるを得ないということが第1点でございます。

そういう意味で申しますと、町が直営的に重複施設を従来どおり運営をしていくということについては、かなりこれは厳しいという状況は御理解いただけるかというふうに思います。その上で、現在、ここに上がっております施設につきまして、地域の方々等も含めて、特に今、地域創生ということで、今年度含めて4年間精力的に進めていこうということで総合戦略もつくっておりますので、それらの計画とも合わせながら、地域が自分たちの町を消滅させないために、どうして人口を獲得していくかという視点も含めまして、これからの施設のあり方というものを考えていただける材料になればという

思いは大変強く持っております。ですから、具体的なこの明示の仕方では、修繕をして長寿命化を図るといったことありましょし、解体というような表現もありましょし、また民間譲渡というような表現もあります。ただ、そういう方向性も含めて、これからの維持、運営が、行政が直接お金を投資しなくてもやっていけるという、そういうふうな施設なりに転換をできていく、また整理統合できていく中で、地域がさらに元気になっていくという、そういうことを私ども執行部としては望んでおりますので、そういった視点でこれからのこの議案についての検討、審議をお願いできればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3回目になります。答弁もちょっとしんどかったと思うんですけども、考え方が全然、私言いましたように、行財政改革は基本的に否定する、そういう意味合いで見てない、ただこの神河町が取り組むためには、やはり観光施設等の存続というのは非常に、例えば入り込み客100万というような観光戦略があるわけですから、そういったものを達成しようとする、何か先が暗いようなものが、何ぼ30年先だったとしても困ったなというような思いで、素直な気持ちで今ちょっと指摘的に物言うんですけども、これは神河町のほとんどの人がそういうふうに思っておられると思います。矛盾しとるな、しかし、やらんとしゃあないんかなということだと思っんですけども、それはあと議論が、また別の機会があると思っるので行いたいと思っます。

3回制限がありますので申し上げたいんですが、やはり今、行財政改革の委員会のほうで、いわゆる策定後は、速やかに計画の推進に努めてほしいというようなことも書いておられますね、言われておりますね。それで、藤原資広議員が冒頭に質問されたことにもつながっていくかと思うんですけども、やはりこれを住民合意に向けた内部体制、こうやらんと神河町の存続が非常にしんどいんですよということを含めた、いわゆる町民の皆さんとか関係者の方への話というものになってくると、やはりこれが締めるところは何かこういった表が描いてありましたですけど、総務課になる思うんやけども、やはり担当課というものがそれぞれの住民の方とか地域の方に話をしていかとあかと私は思うんですけども、いわゆる住民合意に向けた内部体制、住民と向き合う、誰が向き合っていくかというようなことでなかったら、これは本当に絵に描いた餅に終わる部分、部分もどうかと思うんやけど、全てがとは言いませんけど、そういうようなことになってこない、これだけの膨大な資料、長い間時間かけてやられた、そしてまた、行財政改革推進委員会は検証していきますよというようなこともちょっとどっかで話がありましたんで、その辺の今のこの提案された中で、町のひとつしっかりとした考えを聞かせていただきたいんです。どうして地域なり町民の方の合意に向けた取り組みをしていく、その姿勢をひとつお願いしたいと思っます。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。管理計画の28ページをお開きいただきたいと思います。

この大綱と管理計画を現在、承認案件と出させていただいておまして、これ以降、庁内の体制づくりを本格的に実施をしまいたいと思います。その図表にありますように、総務課の公共施設マネジメント係、財政係が中心となりまして各関係課に周知を行いながら、それぞれの各担当課との連携のもとで、それぞれ年次ごとに、今回の行財政改革は平成33年までの6年間でございますので、その間に公共施設の統廃合の方向性で明記をしている部分については、その体制の中で各課と調整をしながら、住民への説明あるいは庁内での取り組みを含めまして、実施をしていく予定といたしておまして、この議会が終了した時点からスタートしていくこととしておりますので、早急に体制づくりに取り組みたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございますので、ここで質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、承認第5号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月22日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月22日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月23日午前9時再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時37分散会

---